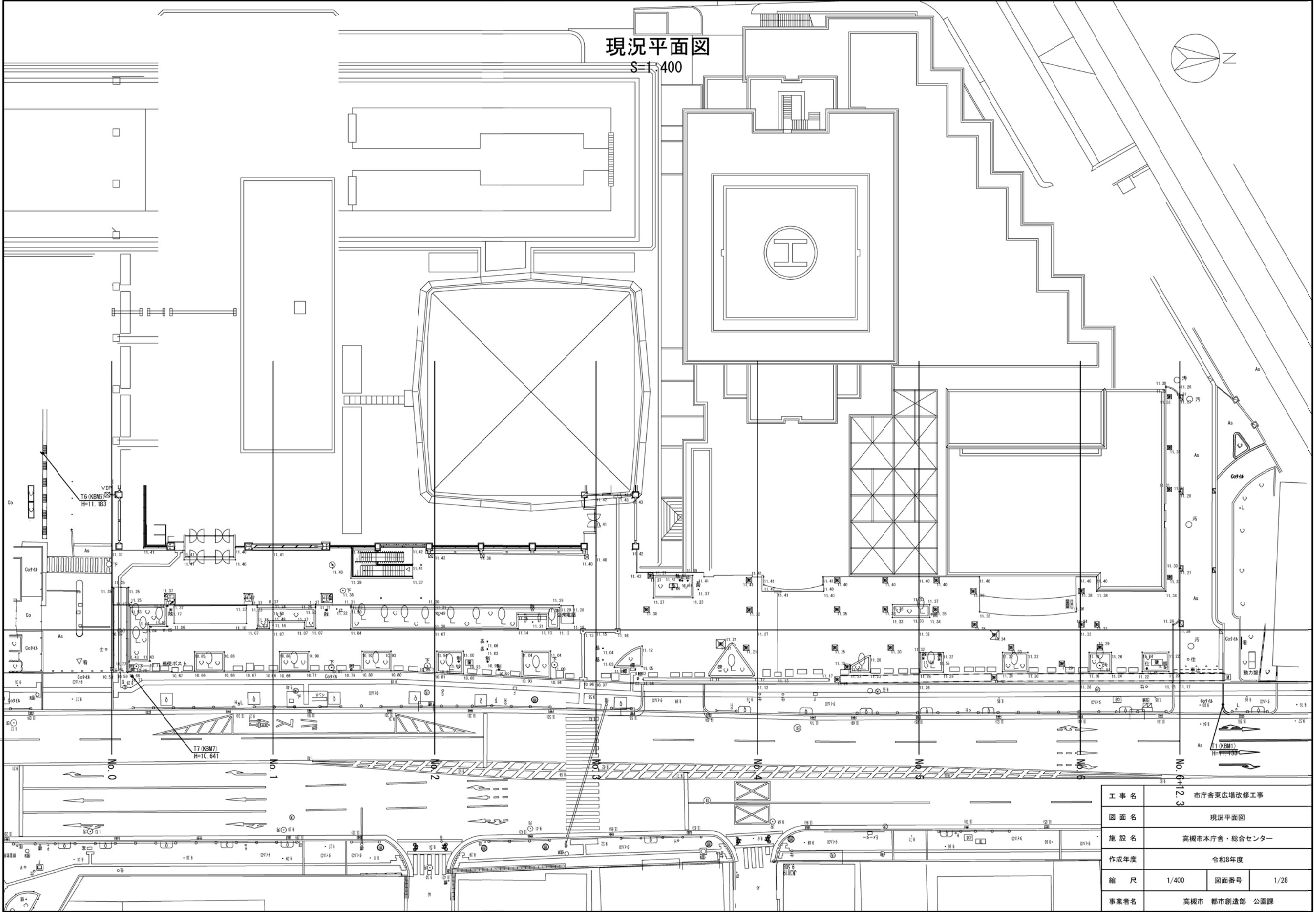
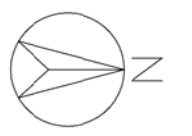


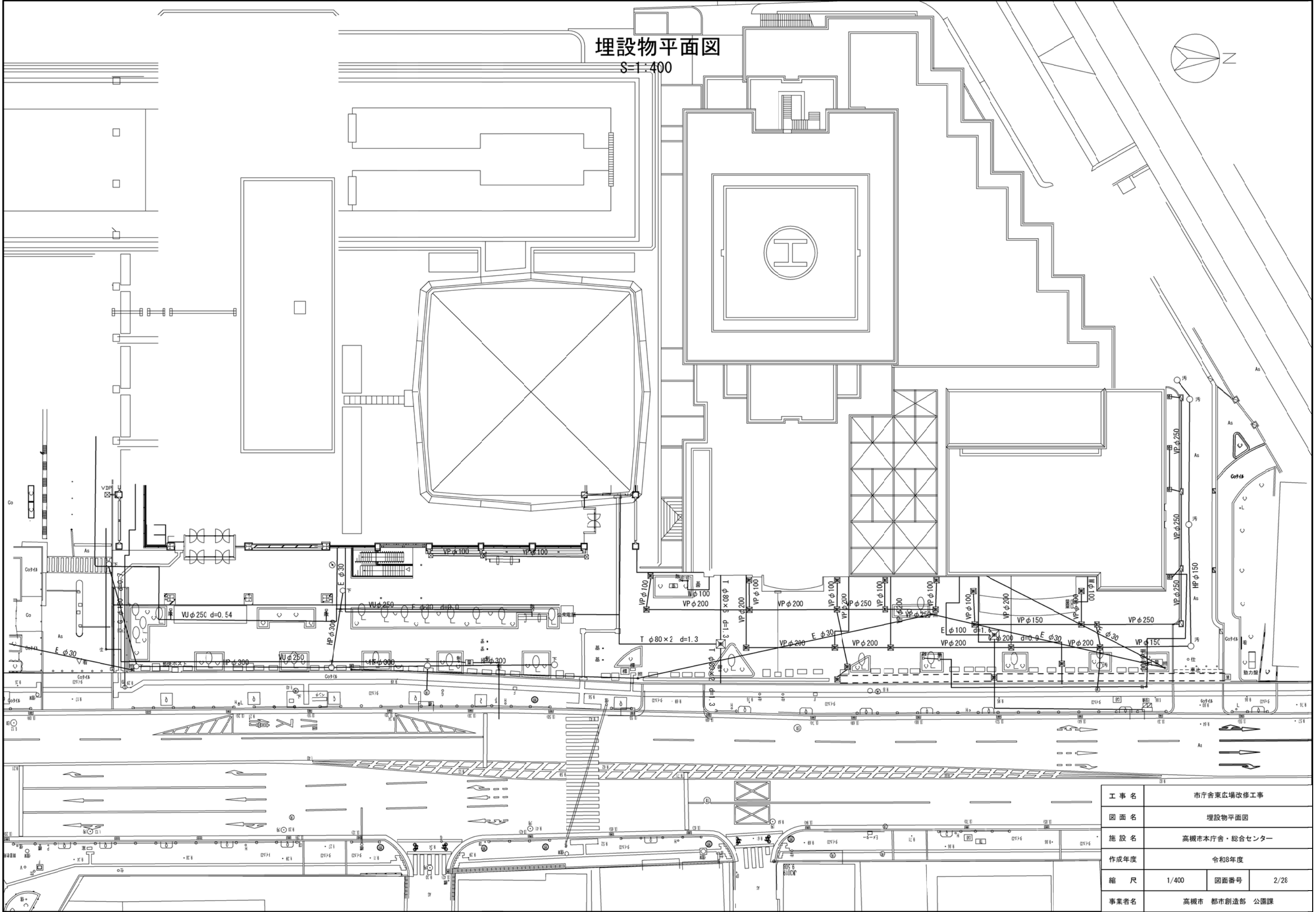
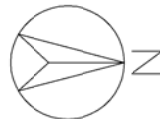


現況平面図
S=1:400



工事名	市庁舎東広場改修工事		
図面名	現況平面図		
施設名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮尺	1/400	図面番号	1/28
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

埋設物平面図
S=1:400



工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	埋設物平面図		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	1/400	図面番号	2/26
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

施工区分平面図
S=1:400

凡例

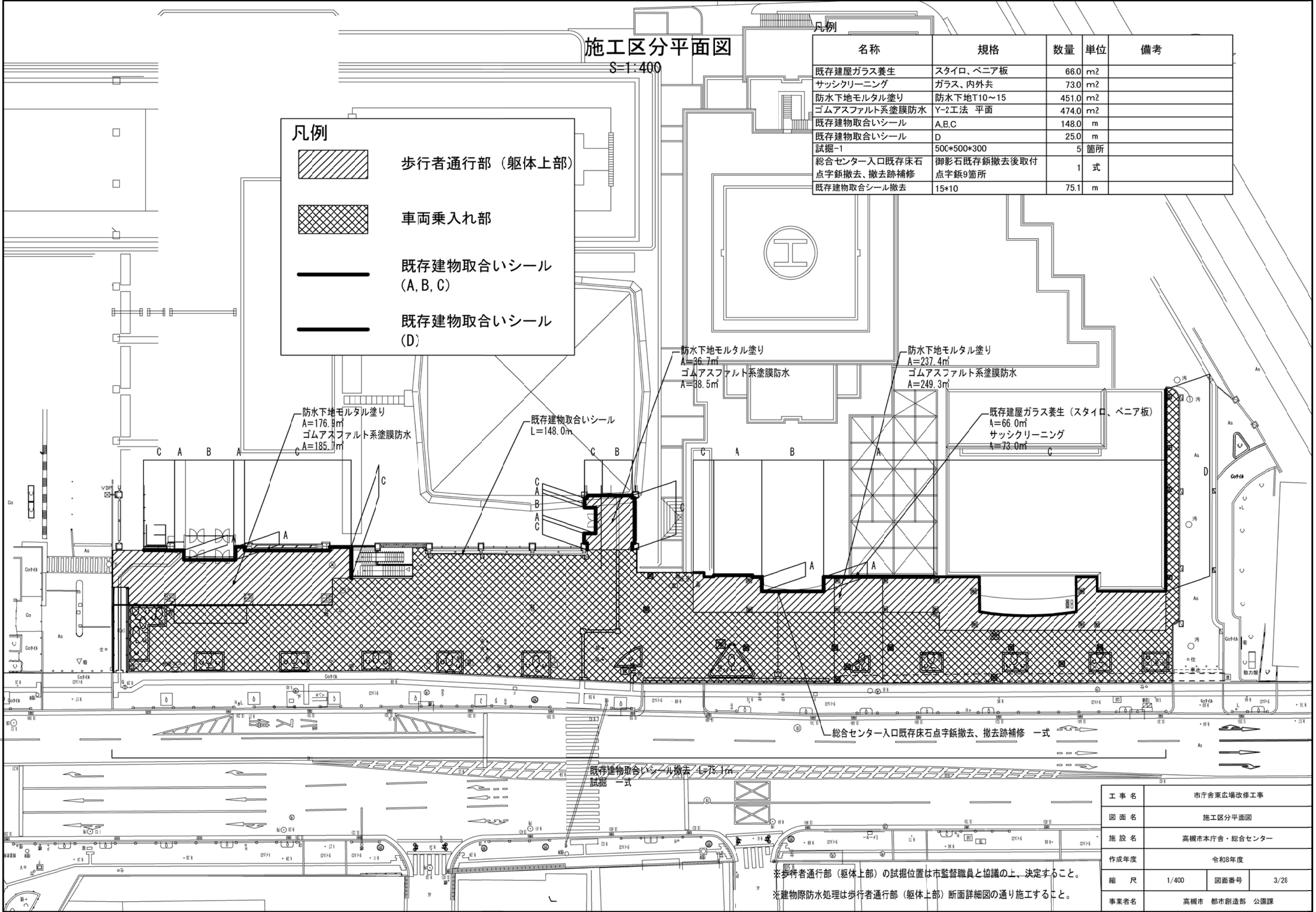
歩行者通行部（躯体上部）

車両乗入れ部

既存建物取合いシール
(A, B, C)

既存建物取合いシール
(D)

名称	規格	数量	単位	備考
既存建屋ガラス養生	スタイロ、ベニア板	66.0	m2	
サッシクリーニング	ガラス、内外共	73.0	m2	
防水下地モルタル塗り	防水下地T10~15	451.0	m2	
ゴムアスファルト系塗膜防水	Y-2工法 平面	474.0	m2	
既存建物取合いシール	A,B,C	148.0	m	
既存建物取合いシール	D	25.0	m	
試掘-1	500*500*300	5	箇所	
総合センター入口既存床石 点字鋲撤去、撤去跡補修	御影石既存鋲撤去後取付 点字鋲9箇所	1	式	
既存建物取合いシール撤去	15*10	75.1	m	



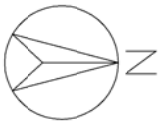
※歩行者通行部（躯体上部）の試掘位置は市監督職員と協議の上、決定すること。
※建物際防水処理は歩行者通行部（躯体上部）断面詳細図の通り施工すること。

工事名	市庁舎東広場改修工事		
図面名	施工区分平面図		
施設名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮尺	1/400	図面番号	3/26
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

撤去平面図
S=1/400

凡例

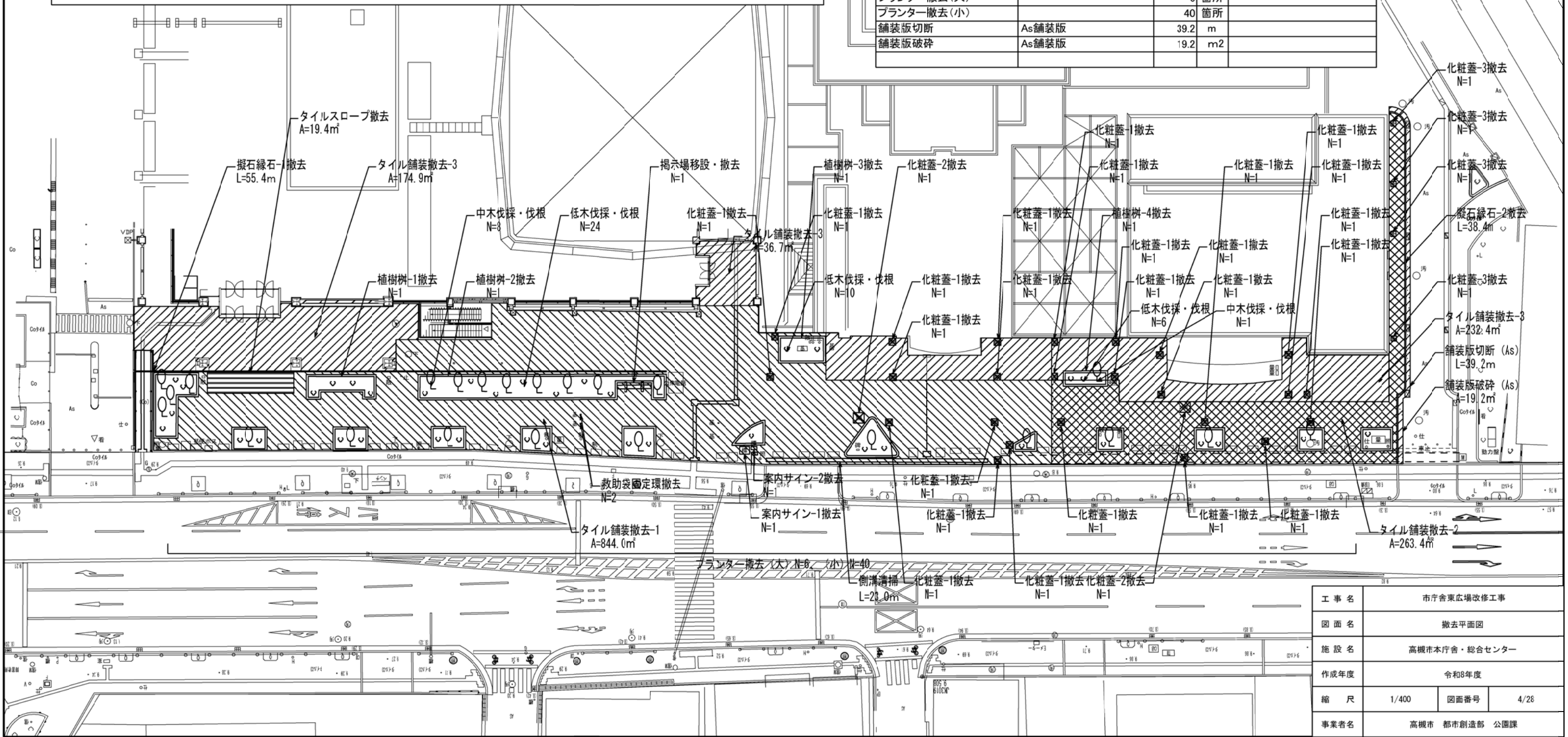
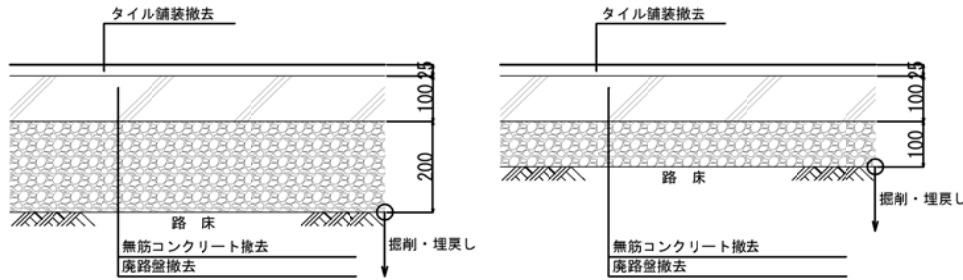
名称	規格	数量	単位	備考
植樹樹-1~4撤去	Co無筋、石材	4	箇所	
擬石縁石-1撤去	100*200*800	55.4	m	
擬石縁石-2撤去	120*100*800	38.4	m	
タイルスロープ撤去	タイル	19.4	m2	
救助袋固定環撤去	Co無筋	2	箇所	
掲示場移設・撤去		1	箇所	
案内サイン-1撤去	Co無筋	1	箇所	本体は指定場所へ運搬
案内サイン-2撤去	Co無筋	1	箇所	本体は指定場所へ運搬
側溝清掃		23.0	m	
化粧蓋-1撤去	□692	24	箇所	
化粧蓋-2撤去	□1102	2	箇所	
化粧蓋-3撤去	□542	4	箇所	
タイル舗装-1撤去	タイル、Co無筋、路盤	844.0	m2	
タイル舗装-2撤去	タイル、Co無筋、路盤	263.4	m2	
タイル舗装-3撤去	タイル、Co無筋	444.0	m2	
中木伐採・伐根	幹周20cm以上30cm未満	9	本	
低木伐採・伐根	幹周20cm未満	40	本	
プランター撤去(大)		6	箇所	
プランター撤去(小)		40	箇所	
舗装版切断	As舗装版	39.2	m	
舗装版破砕	As舗装版	19.2	m2	



【タイル舗装撤去-1】

【タイル舗装撤去-2】

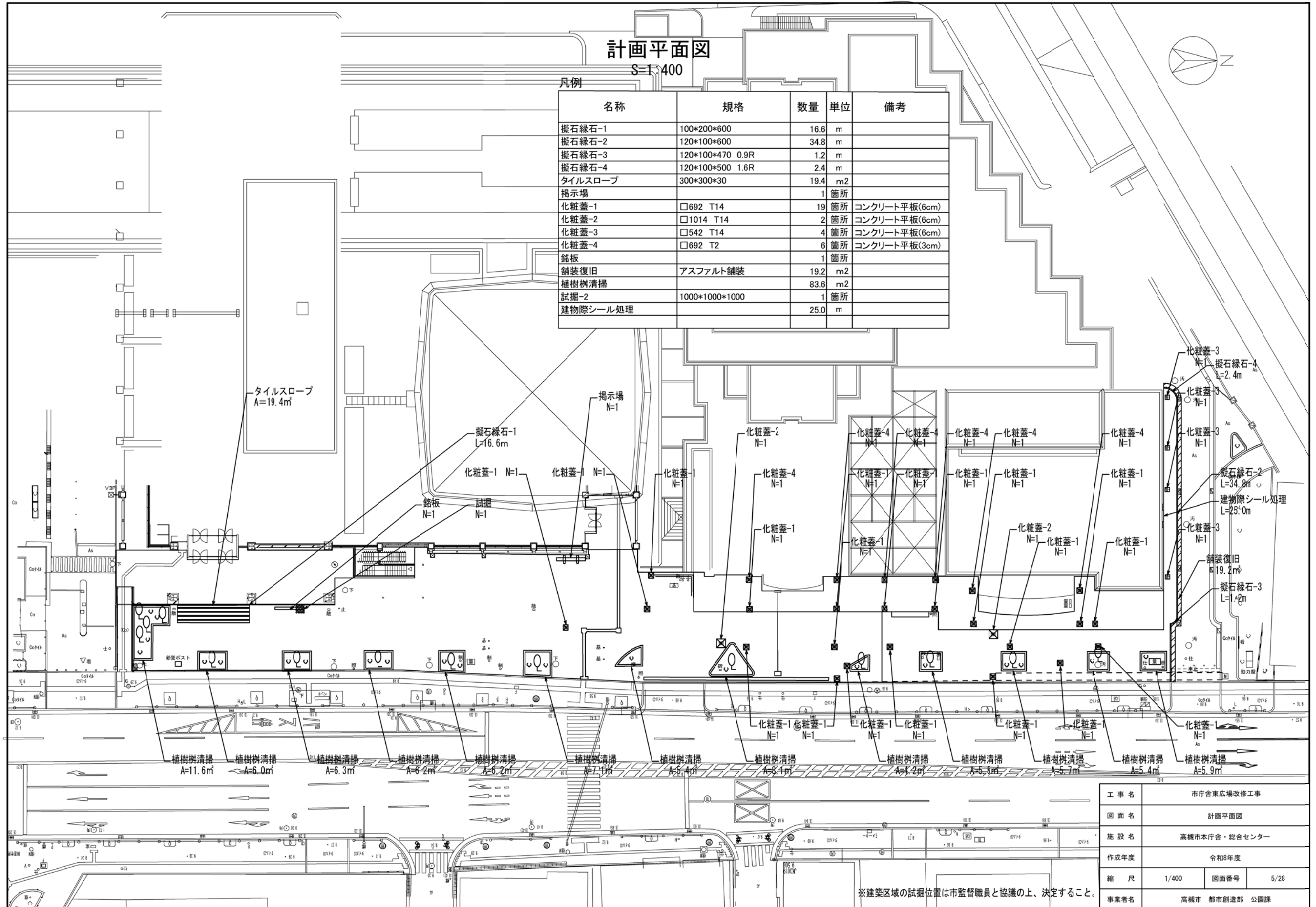
【タイル舗装撤去-3】



工事名	市庁舎東広場改修工事		
図面名	撤去平面図		
施設名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮尺	1/400	図面番号	4/26
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

S=1:400

名称	規格	数量	単位	備考
擬石縁石-1	100*200*600	16.6	m	
擬石縁石-2	120*100*600	34.8	m	
擬石縁石-3	120*100*470 0.9R	1.2	m	
擬石縁石-4	120*100*500 1.6R	2.4	m	
タイルスロープ	300*300*30	19.4	m2	
揭示場		1	箇所	
化粧蓋-1	□692 T14	19	箇所	コンクリート平板(6cm)
化粧蓋-2	□1014 T14	2	箇所	コンクリート平板(6cm)
化粧蓋-3	□542 T14	4	箇所	コンクリート平板(6cm)
化粧蓋-4	□692 T2	6	箇所	コンクリート平板(3cm)
銘板		1	箇所	
舗装復旧	アスファルト舗装	19.2	m2	
植樹樹清掃		83.6	m2	
試掘-2	1000*1000*1000	1	箇所	
建物際シール処理		25.0	m	

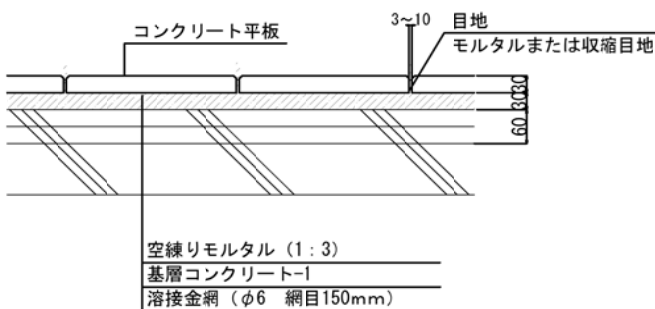


舗装割付平面図

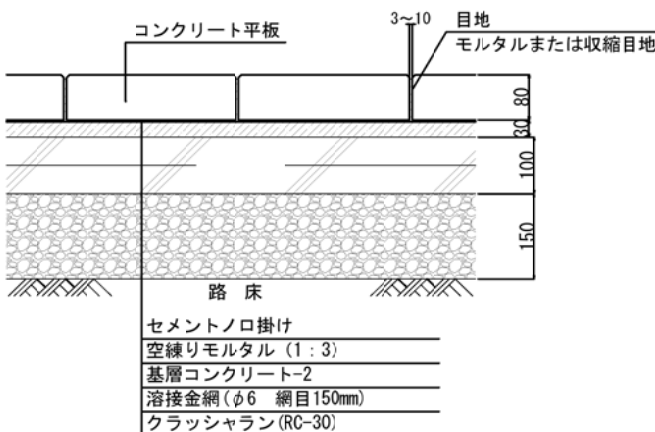
S=1:400

舗装断面図

A-1断面
歩行者通行部（躯体上部）

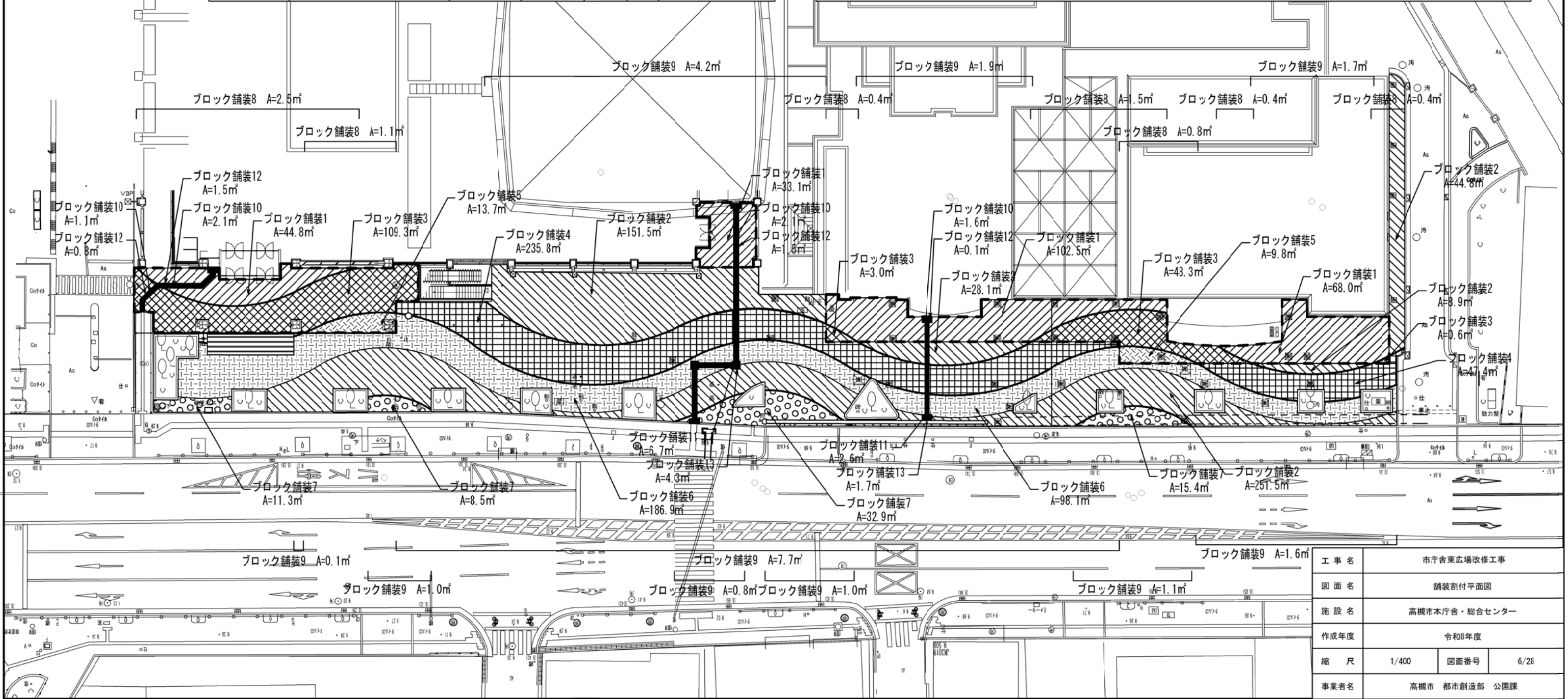


B-1断面
車両乗入れ部

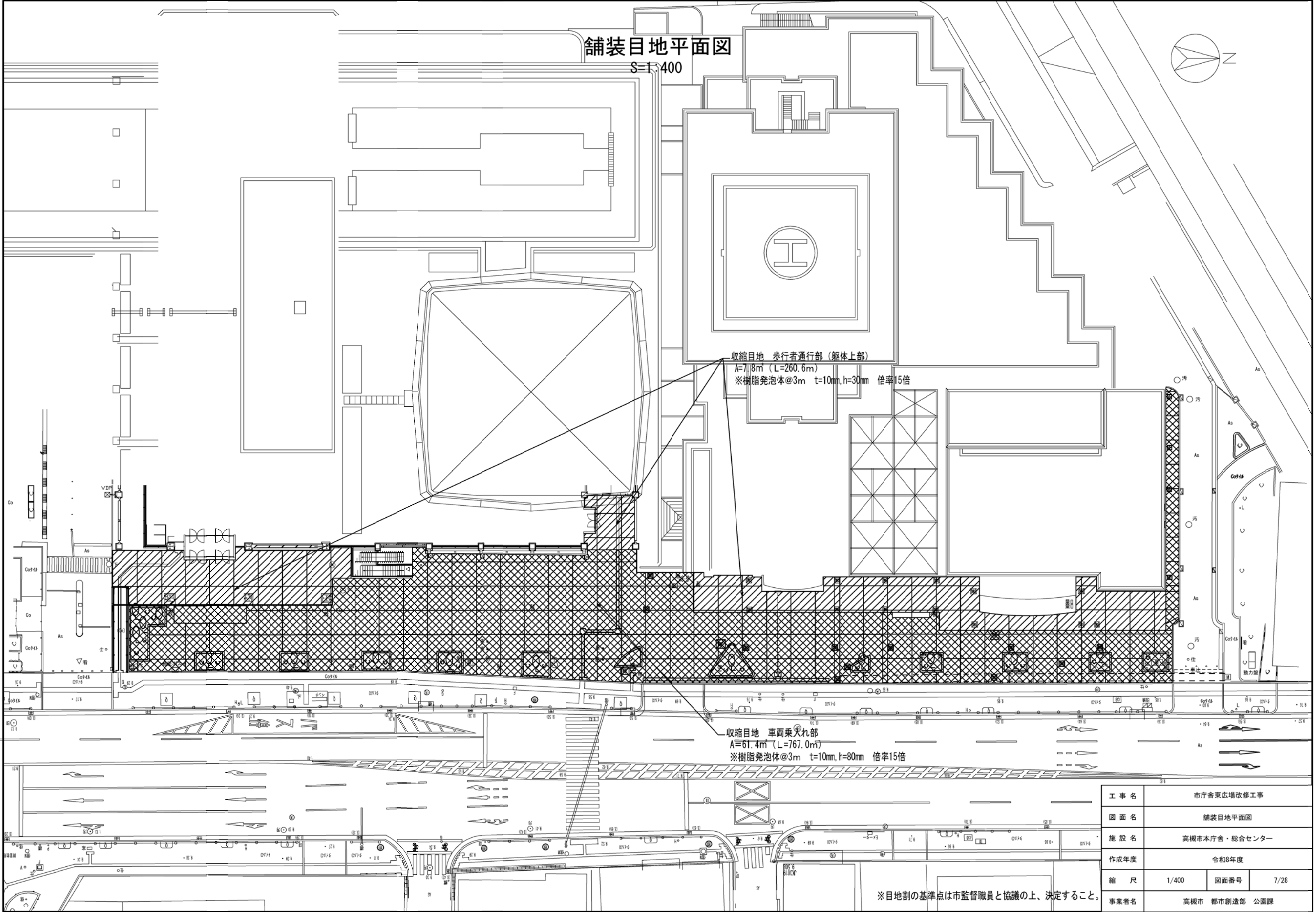


凡例

舗装種別	名称	色	規格	数量	単位	備考
ブロック舗装1	カラー平板	グレー	300*300*30	248.4	m2	A-1断面
ブロック舗装2	カラー平板	グレー	300*300*80	484.8	m2	B-1断面
ブロック舗装3	オーシャンブランド	黒ミカゲ	300*300*30	161.2	m2	A-1断面
ブロック舗装4	オーシャンブランド	黒ミカゲ	300*300*80	283.2	m2	B-1断面
ブロック舗装5	オーシャンブランド	白ミカゲ	300*300*30	23.5	m2	A-1断面
ブロック舗装6	オーシャンブランド	白ミカゲ	300*300*80	285.0	m2	B-1断面
ブロック舗装7	オーシャンブランド	御影グレー	300*300*80	68.1	m2	B-1断面
ブロック舗装8	天然御影石（ボーダー）	G603	100*600*30	7.1	m2	A-1断面
ブロック舗装9	天然御影石（ボーダー）	G603	100*600*80	21.1	m2	B-1断面
ブロック舗装10	視覚障がい者誘導ブロック	黄色	300*300*30	6.9	m2	A-1断面
ブロック舗装11	視覚障がい者誘導ブロック	黄色	300*300*80	9.3	m2	B-1断面
ブロック舗装12	オーシャンブランド（点字サイド）	黒ミカゲ	100*300*30	3.9	m2	A-1断面
ブロック舗装13	オーシャンブランド（点字サイド）	黒ミカゲ	100*300*80	6.0	m2	B-1断面



工事名	市庁舎東広場改修工事		
図面名	舗装割付平面図		
施設名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮尺	1/400	図面番号	6/26
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		



舗装目地平面図
S-13400

収縮目地 歩行者通行部（躯体上部）
A=71.8㎡（L=260.6m）
※樹脂発泡体@3m t=10mm,h=30mm 倍率15倍

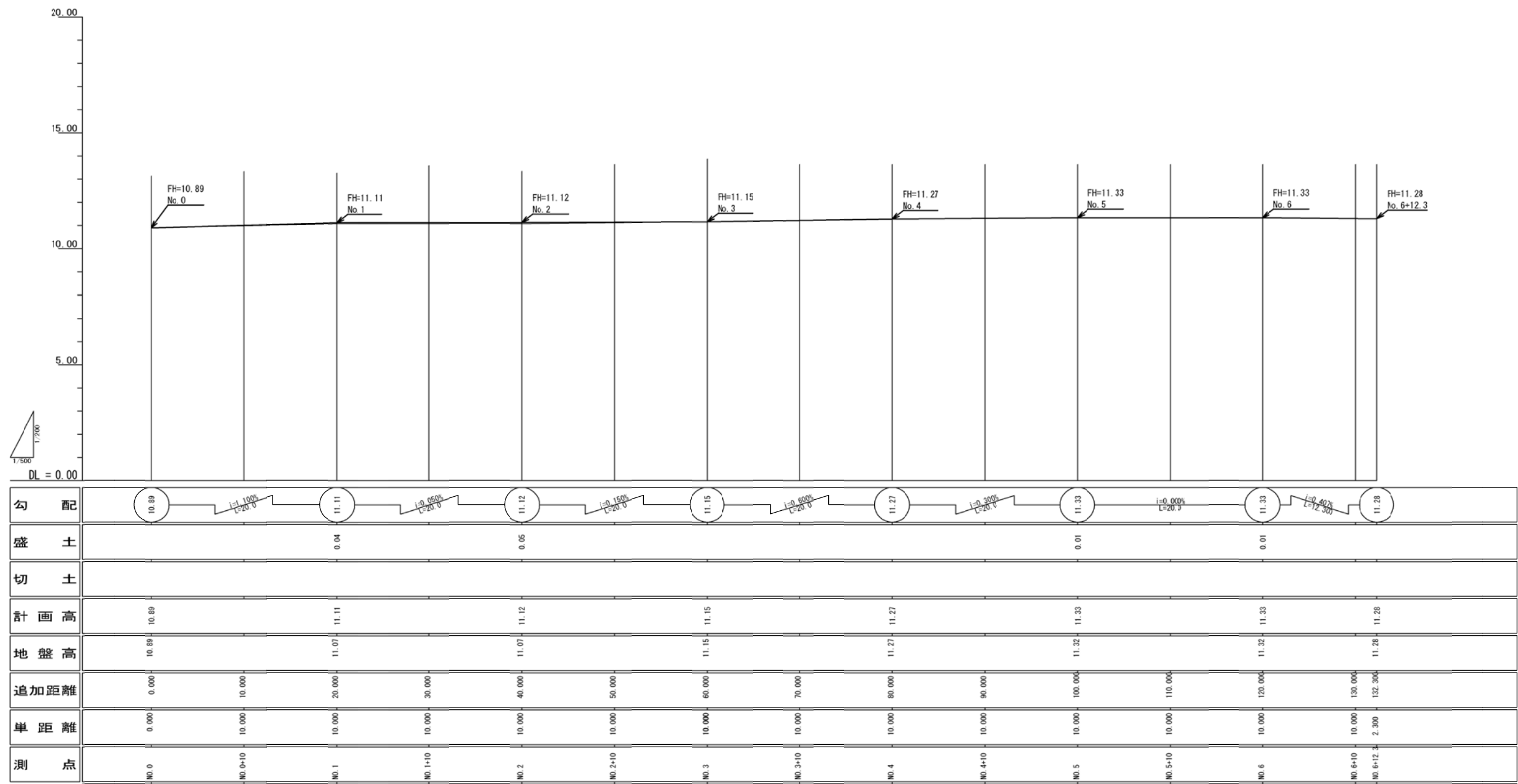
収縮目地 車両乗入れ部
A=61.4㎡（L=767.0m）
※樹脂発泡体@3m t=10mm,h=80mm 倍率15倍

※目地割の基準点は市監督職員と協議の上、決定すること。

工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	舗装目地平面図		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	1/400	図面番号	7/28
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

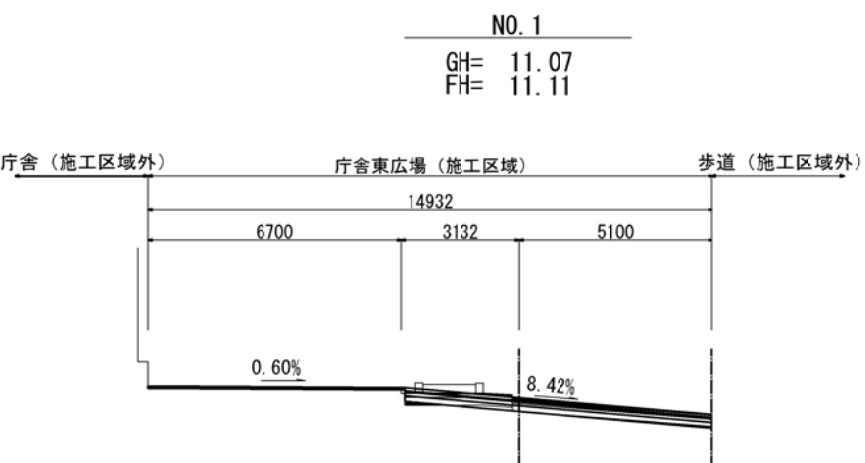
縦断図

V=1:500
H=1:200

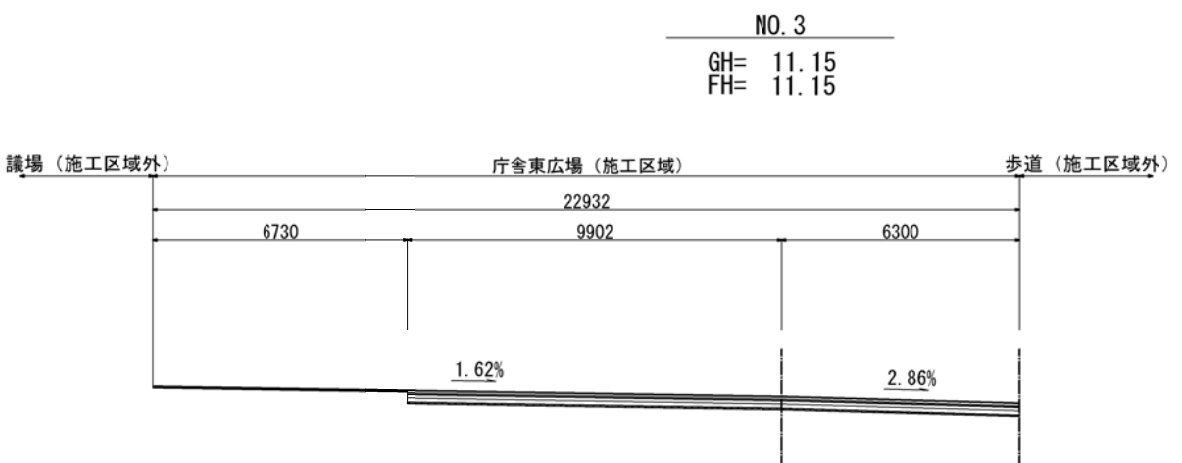


工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	縦断図		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	図示	図面番号	8/28
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

横断図-1 S=1:200



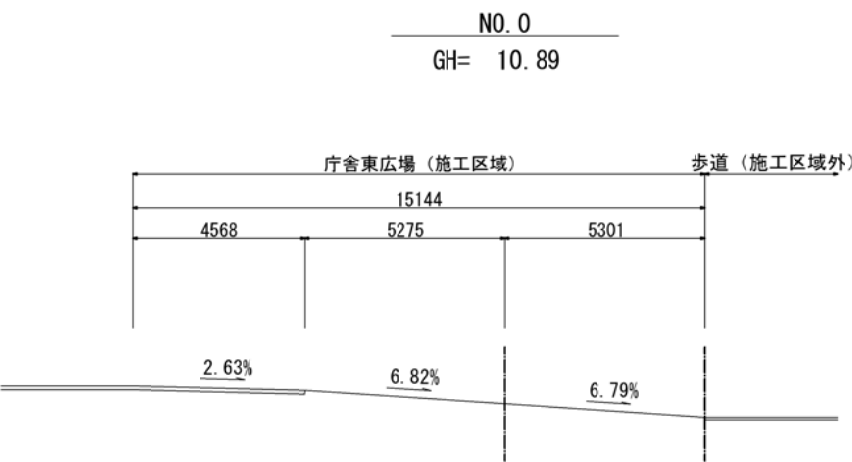
掘削	0.09m2
盛土	0.05m2



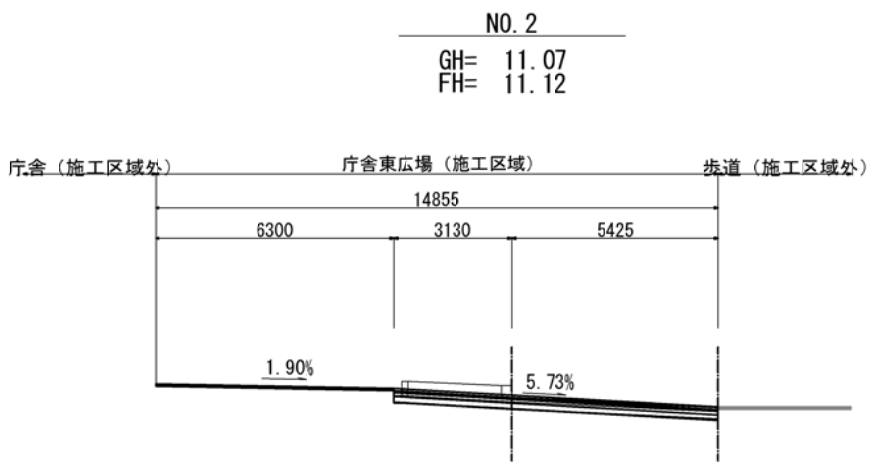
掘削	0.57m2
盛土	0.00m2

DL=0.00

DL=0.00



掘削	0.00m2
盛土	0.00m2



掘削	0.07m2
盛土	0.06m2

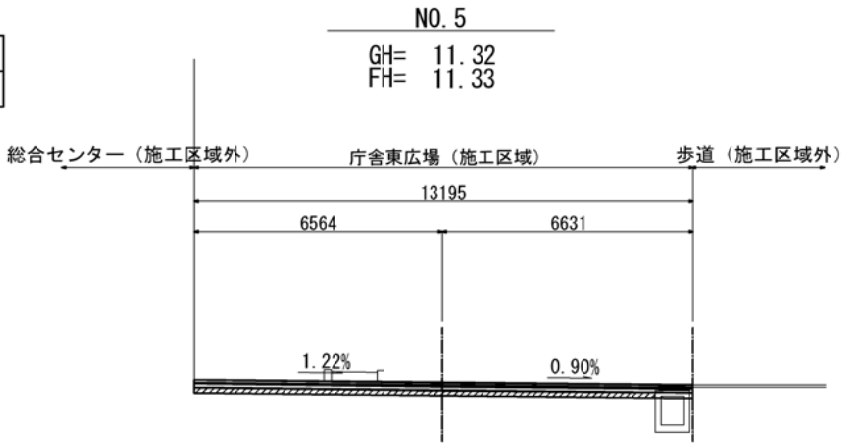
DL=0.00

DL=0.00

工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	横断図-1		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	1/200	図面番号	9/28
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

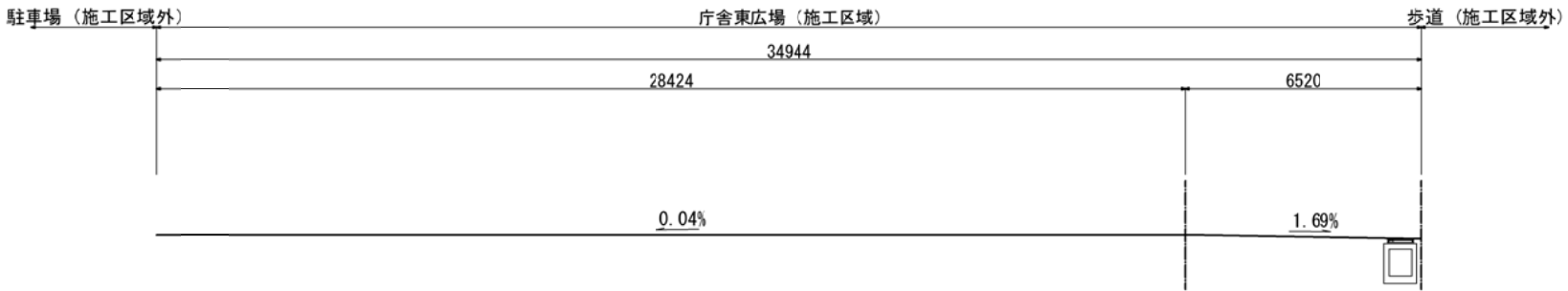
横断図-2 S=1:200

掘削	1.58m2
盛土	0.00m2



DL=0.00

GH= 11.28 FH= 11.28

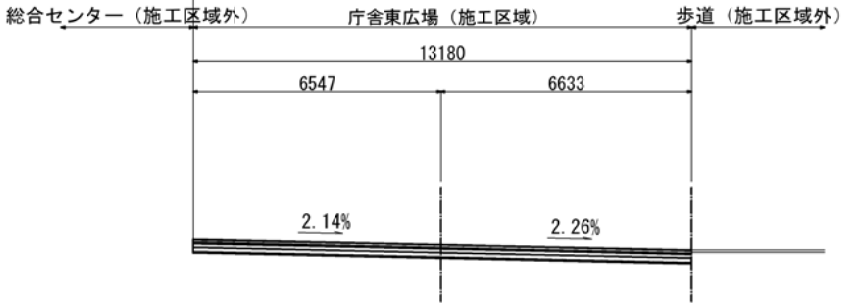


掘削	0.00m2
盛土	0.00m2

DL=0.00

NO. 4

GH= 11.27
FH= 11.27

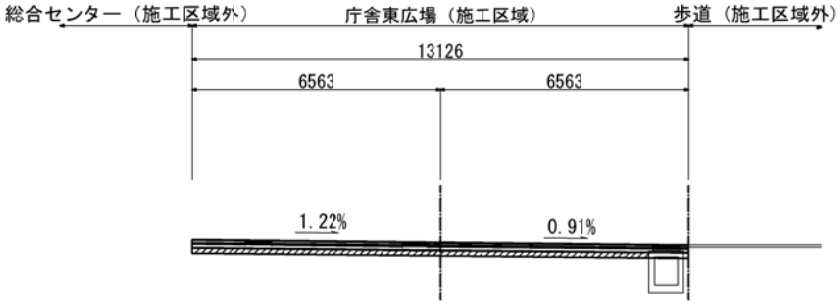


DL=0.00

掘削	0.49m2
盛土	0.00m2

NO. 6

GH= 11.32
FH= 11.33



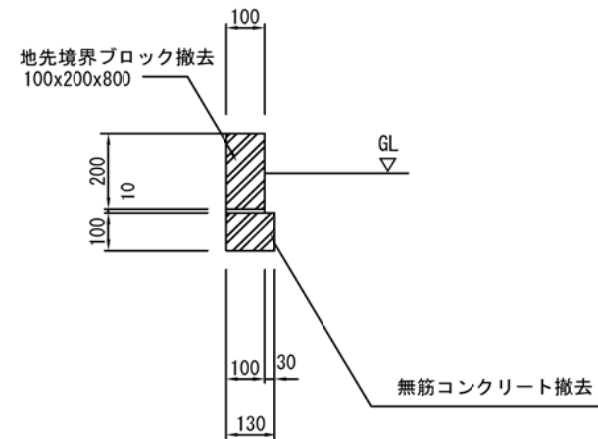
DL=0.00

掘削	1.57m2
盛土	0.00m2

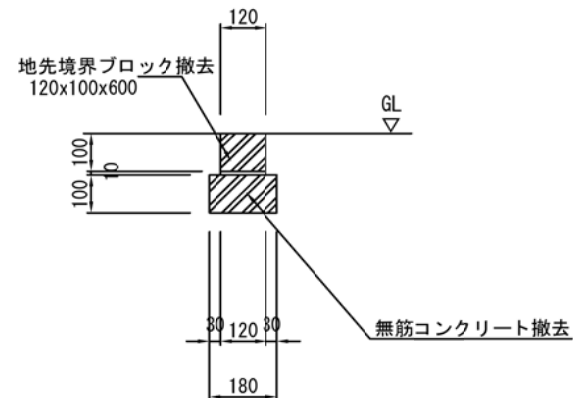
工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	横断図-2		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	1/200	図面番号	10/28
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

撤去詳細図-1

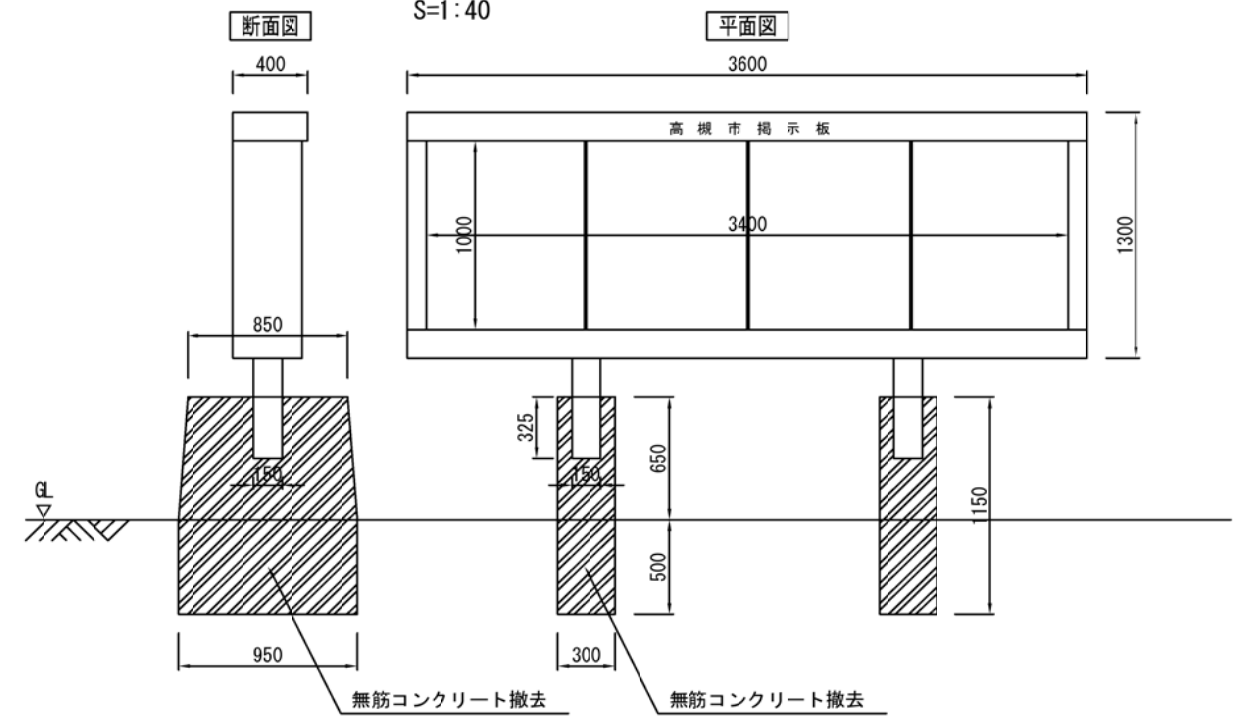
擬石縁石-1撤去
S=1:20



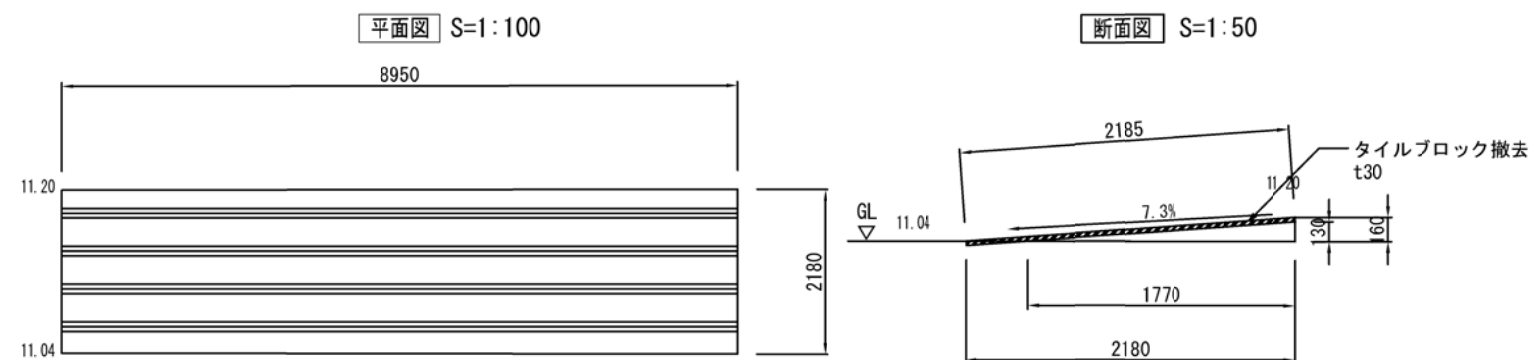
擬石縁石-2撤去
S=1:20



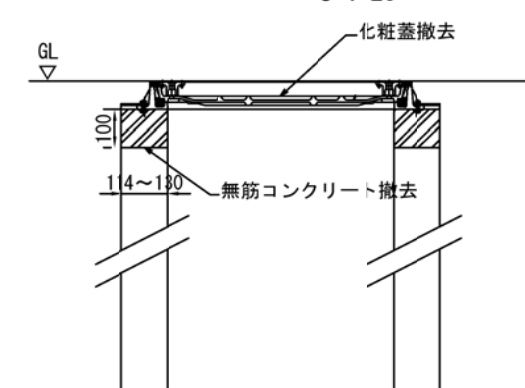
掲示場移設・撤去
S=1:40



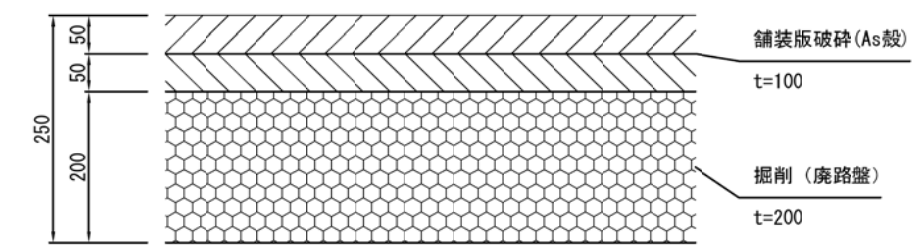
タイルスロープ撤去



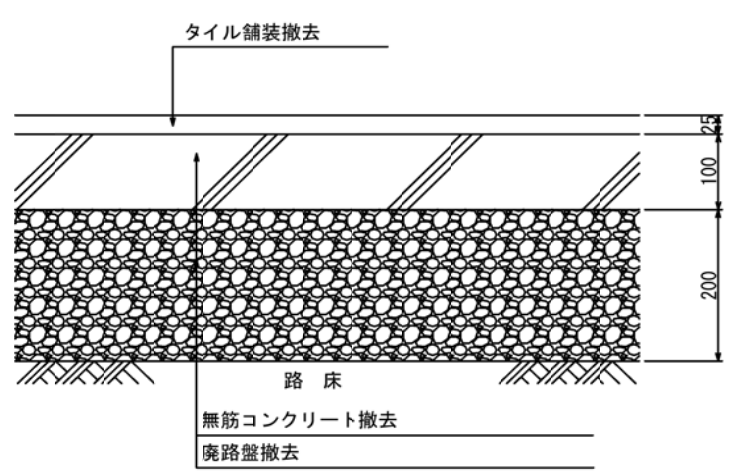
化粧蓋撤去-1~3
S=1:20



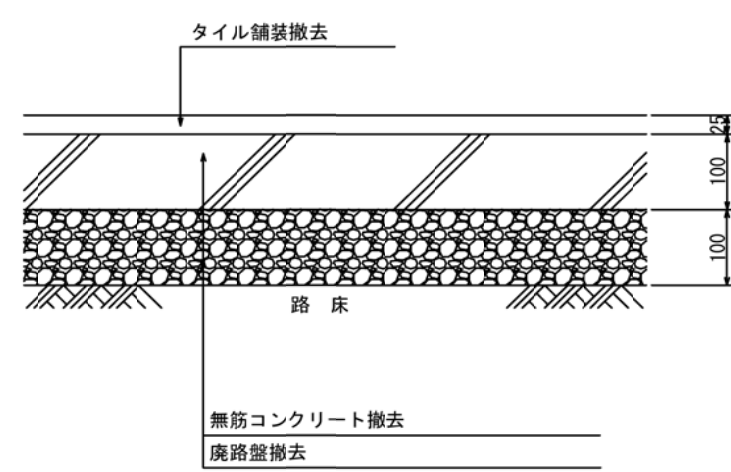
舗装版破碎
S=1:10



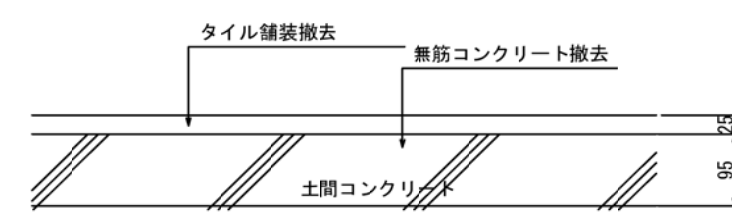
タイル舗装-1撤去
S=1:10



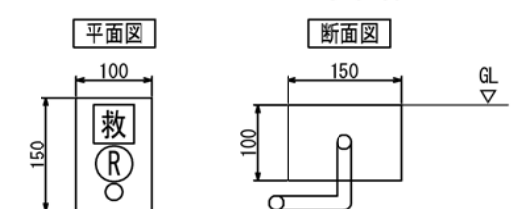
タイル舗装-2撤去
S=1:10



タイル舗装-3撤去
S=1:10



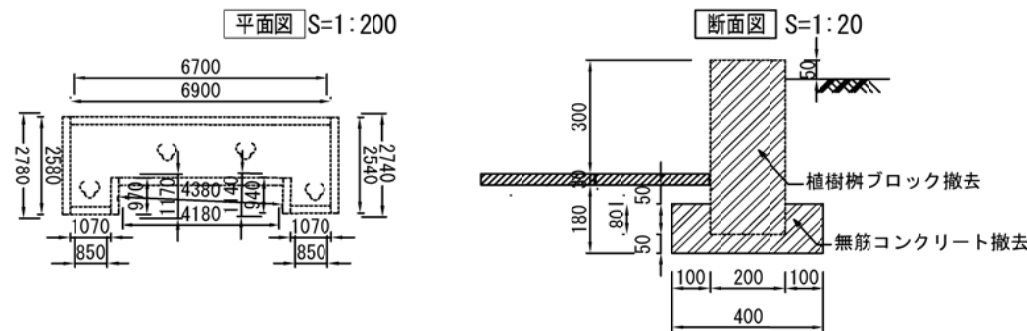
救助袋固定環撤去
S=1:10



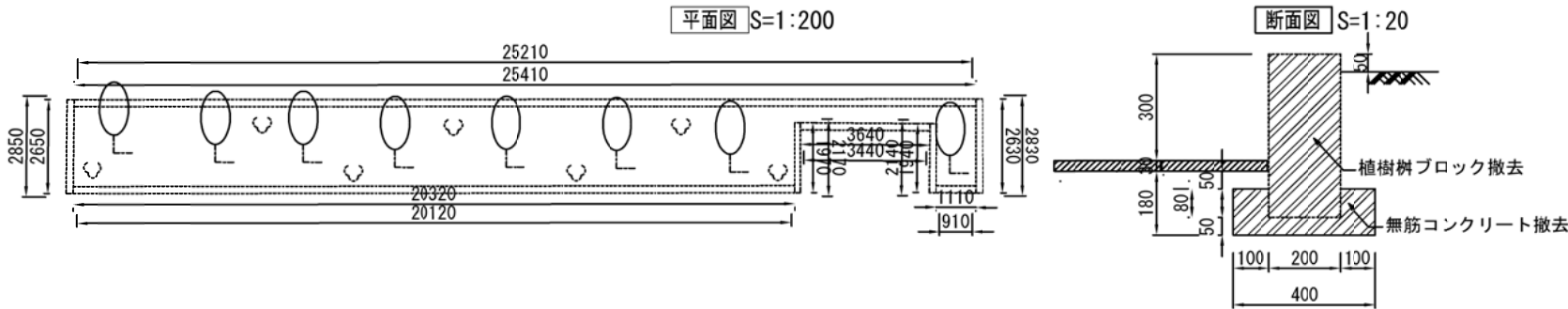
工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	撤去詳細図-1		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	図示	図面番号	11/23
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

撤去詳細図-2

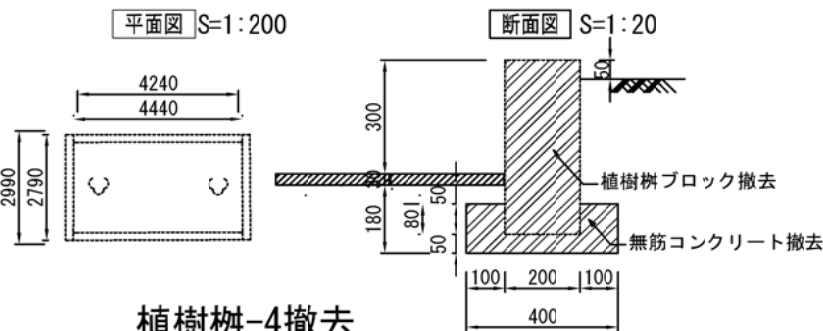
植樹柵-1撤去



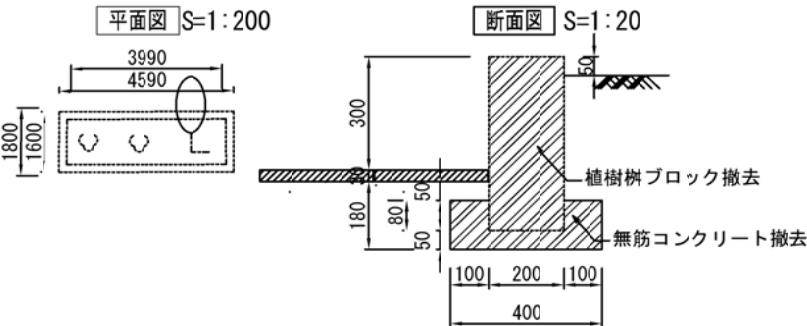
植樹柵-2撤去



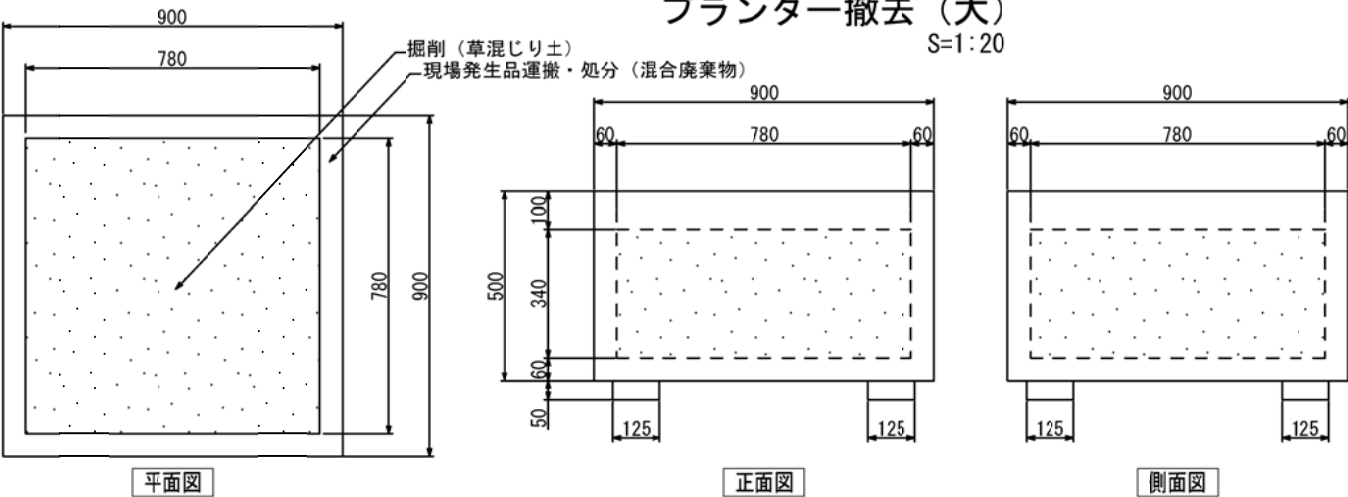
植樹柵-3撤去



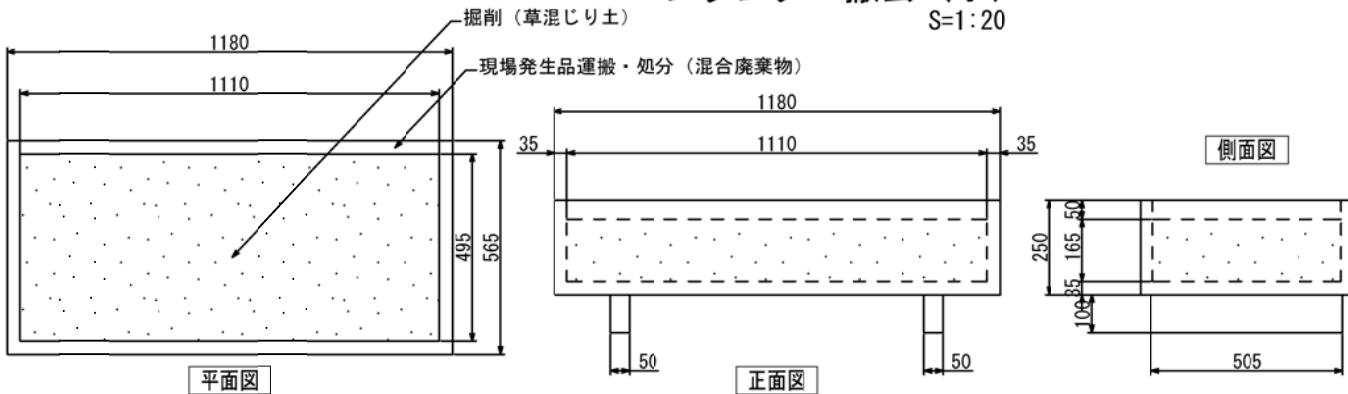
植樹柵-4撤去



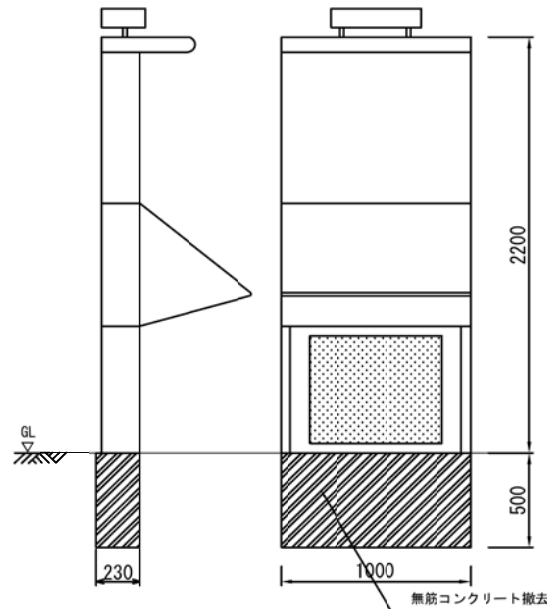
プランター撤去 (大)
S=1:20



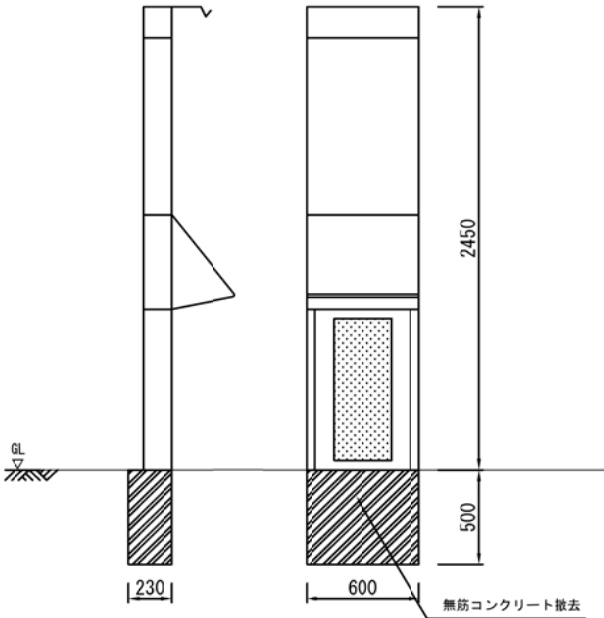
プランター撤去 (小)
S=1:20



案内サイン-1撤去
S=1:40



案内サイン-2撤去
S=1:40



※案内サイン-1, 2は基礎取壊した後に、監督職員の指定する置場へ運搬すること。

工事名	市庁舎東広場改修工事		
図面名	撤去詳細図-2		
施設名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮尺	図示	図面番号	12/23
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

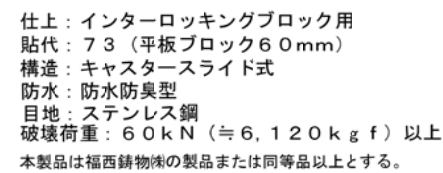
擬石縁石-4



S=1:20

カラー舗装用鉄蓋 インターロッキングブロック用 ステンレス目地 簡易密閉形
 充填深さ 65mm MRCS-14-6070
 (平板ブロック 60mm)
 本製品はカネソウ株の製品または同等品以上とする。

S=1 : 20



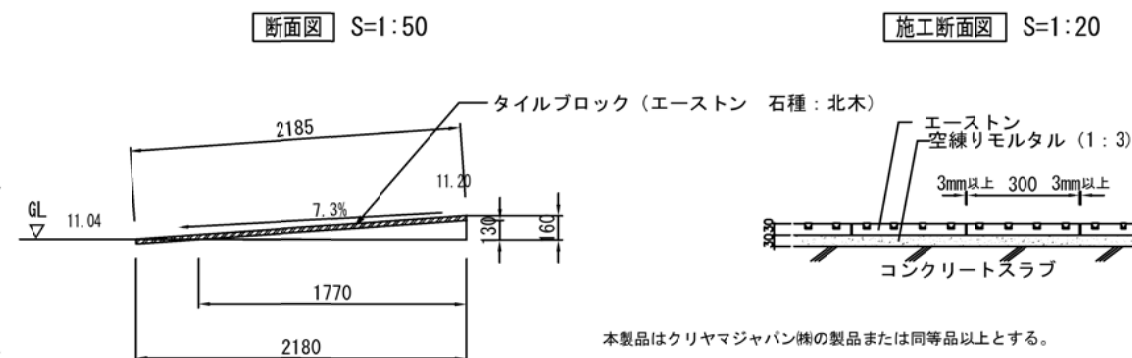
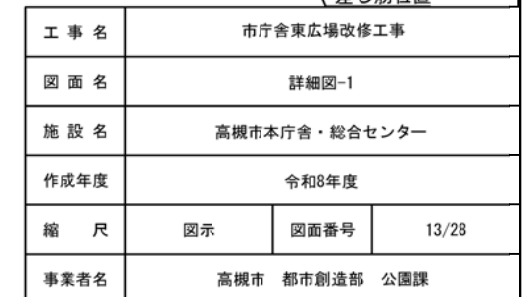
S=1:20

カラー舗装用鉄蓋 インターロッキングブロック用 ステンレス目地 簡易密閉形
 充填深さ 65mm MRC S-14-4555
 (平板ブロック 60mm)
 本製品はカネソウ株の製品または同等品以上とする。

S=1:20

(平板ブロック 30mm)
 タイル用 ステンレス目地 簡易密閉型 充填深さ 40mm
 カラー舗装用鉄蓋 MKSS-2-6070
 本製品はカネソウ株の製品または同等品以上とする。

S=1 : 20

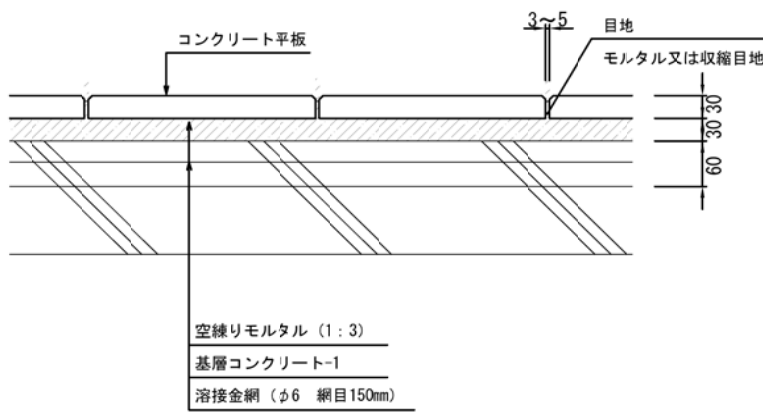


本製品はクリヤマジャパン(株)の製品または同等品以上とする。

詳細図-2

ブロック舗装 (A-1断面)
S=1:10

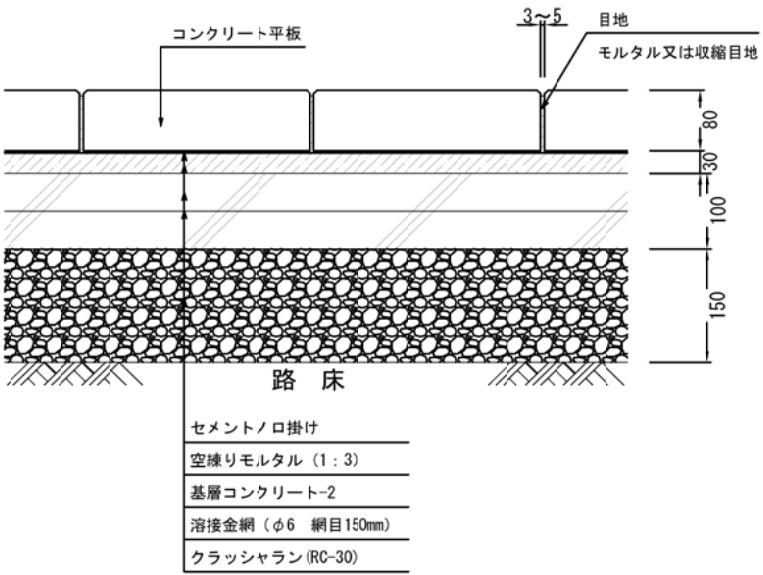
【歩行者通行部 躯体上部】



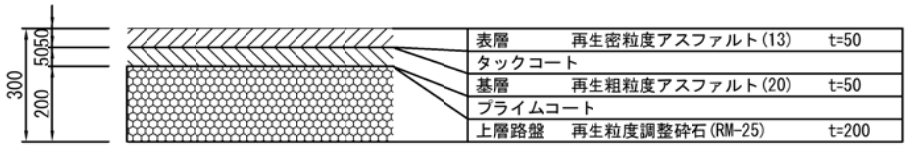
※モルタル目地幅 3~10mm
コンクリート平板・・加圧成形即時脱型のコンクリート平板

ブロック舗装 (B-1断面)
S=1:10

【車両乗入れ部】

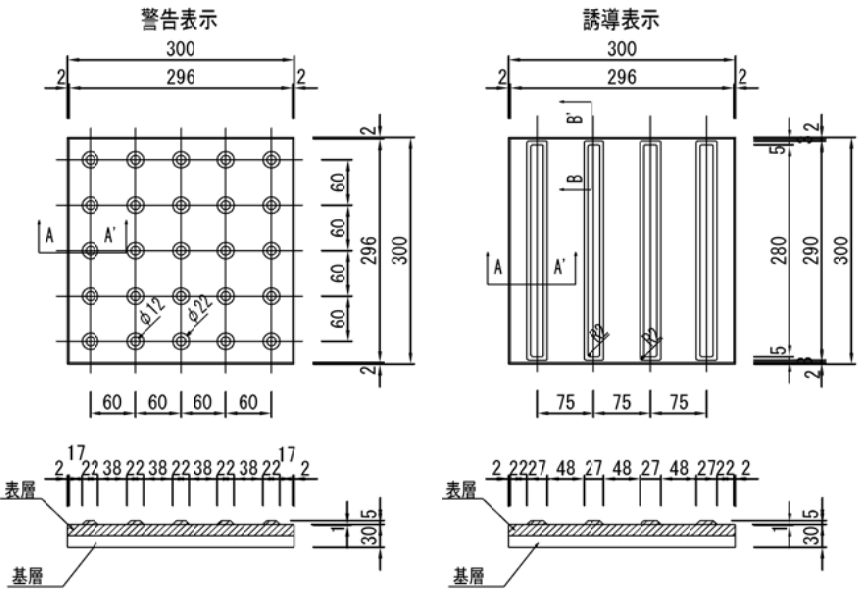


舗装復旧
S=1:20

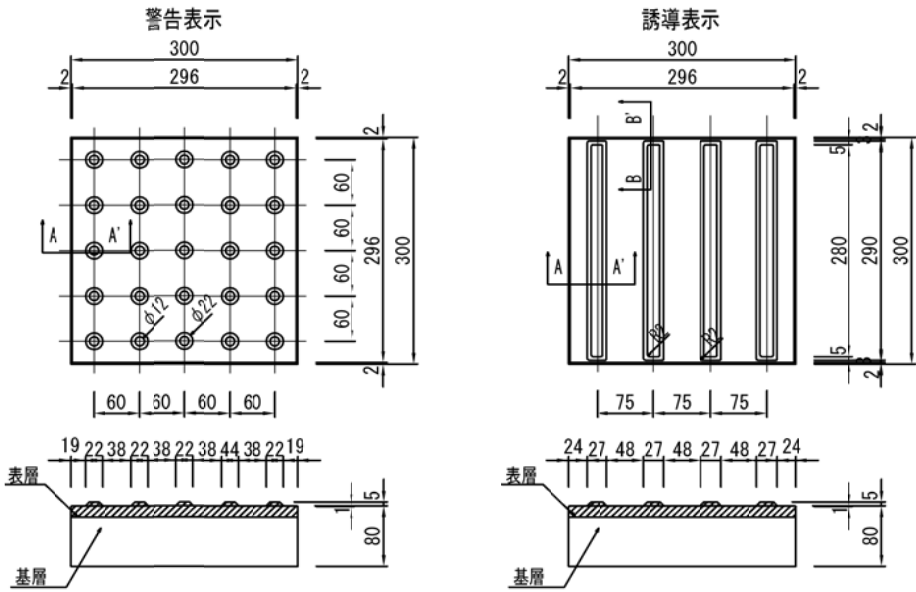


視覚障がい者誘導用ブロック
S=1:10

300×300×30

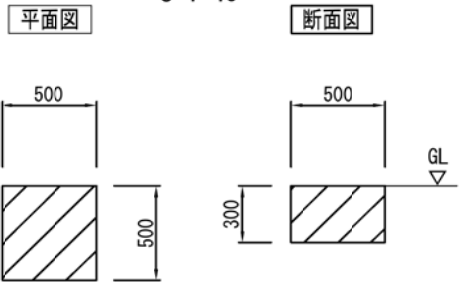


300×300×80

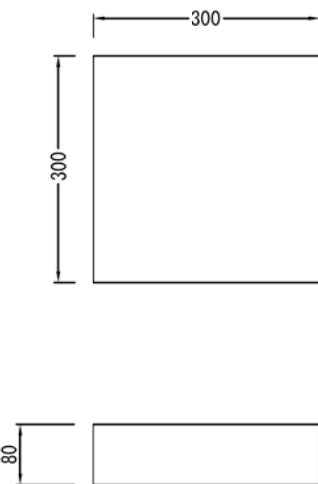


本製品は太平洋プレコン工業㈱の製品または同等品以上とする。

試掘-1
S=1:40

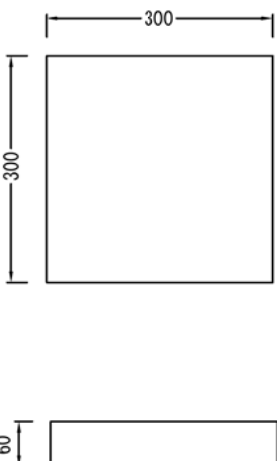


300×300×80

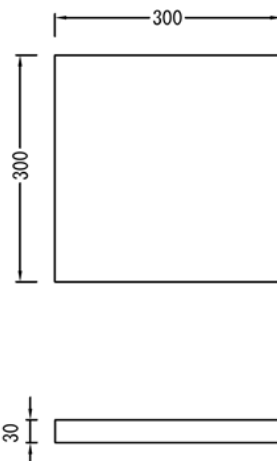


平板ブロック
S=1:10

300×300×60

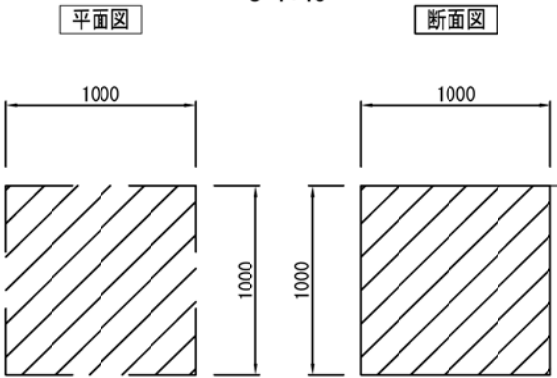


300×300×30



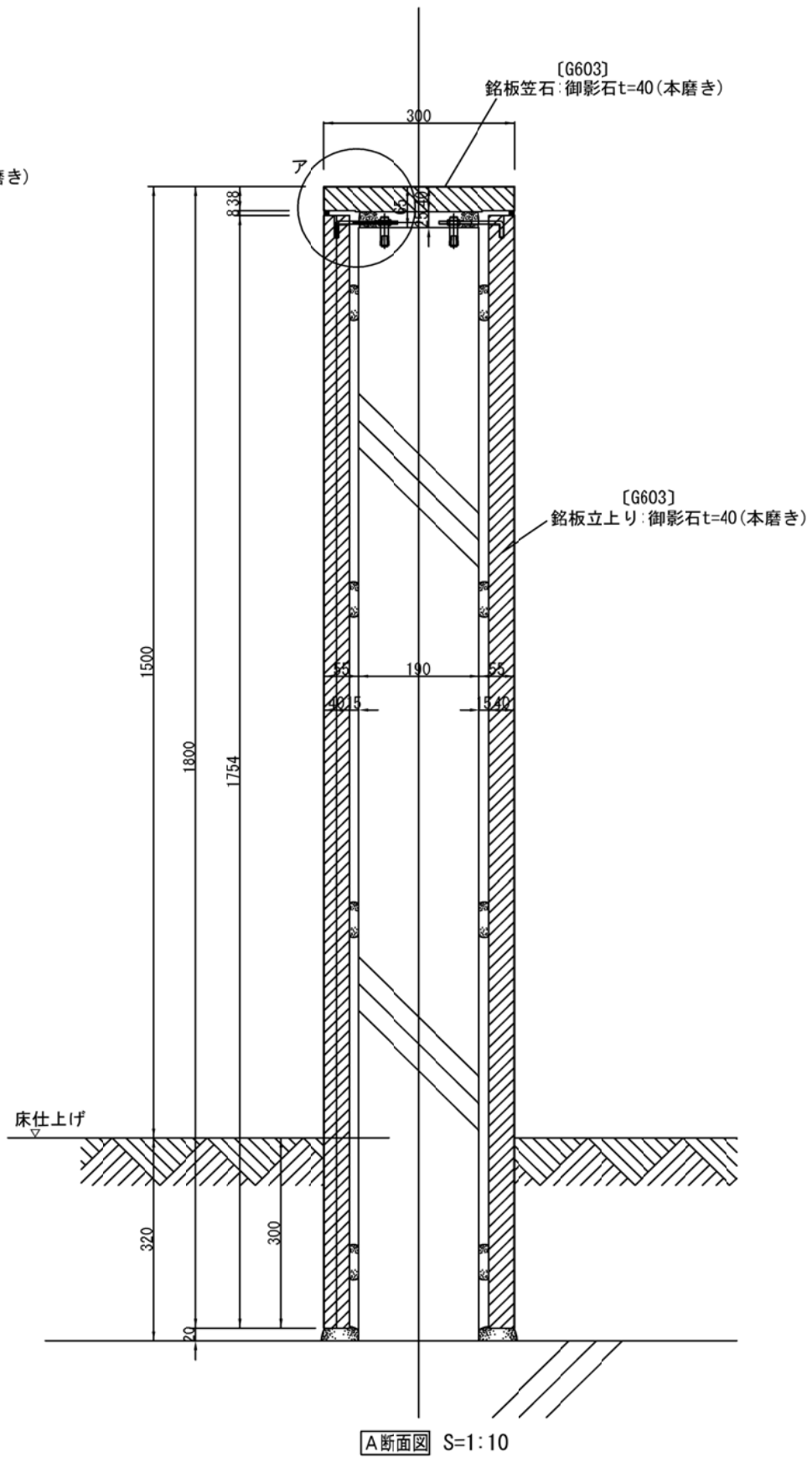
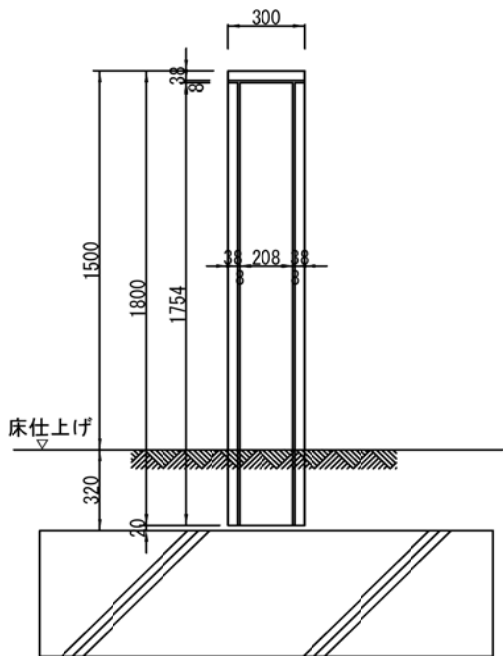
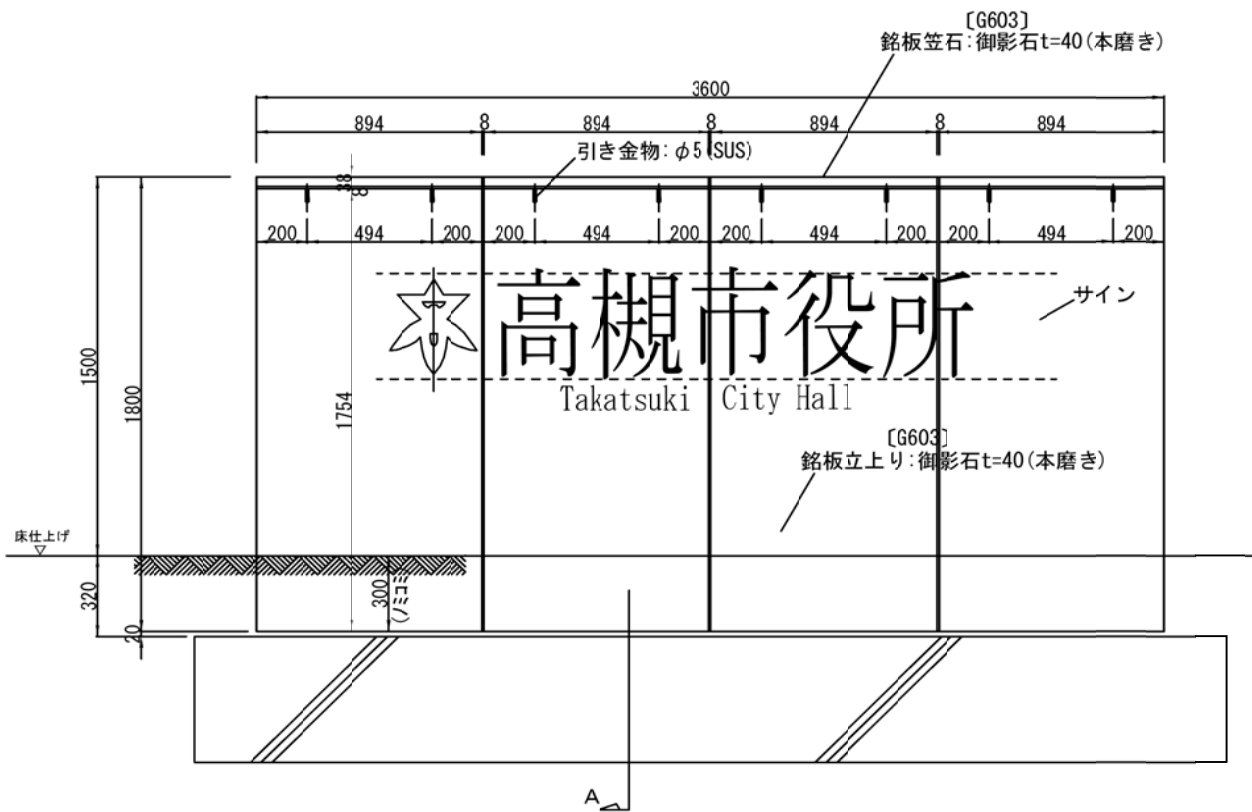
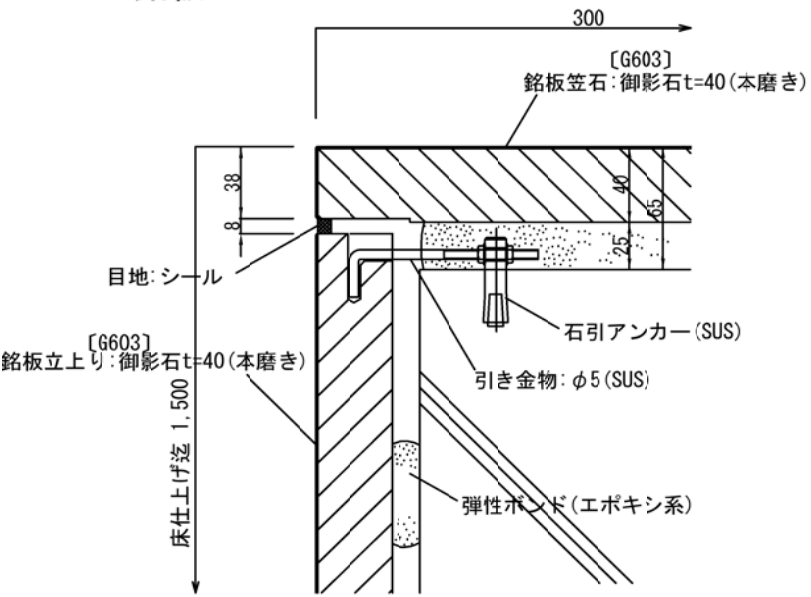
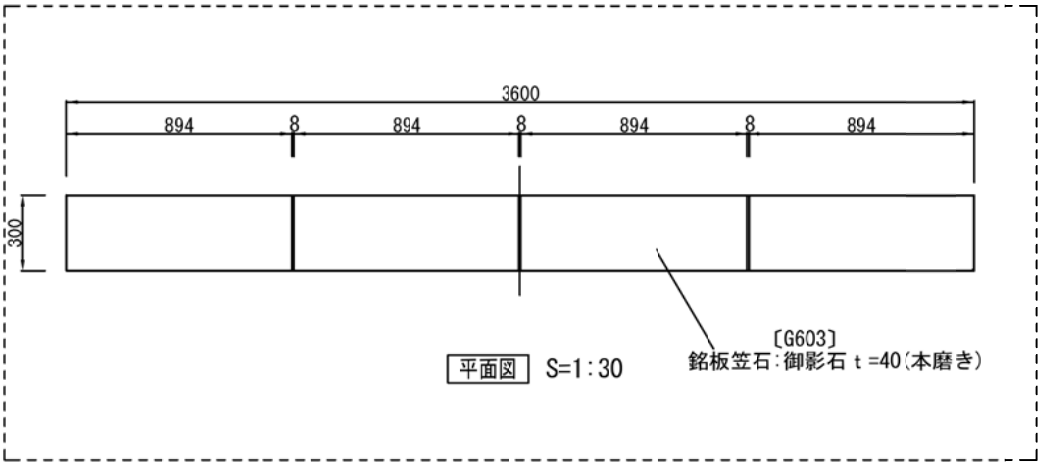
本製品は太平洋プレコン工業㈱の製品または同等品以上とする。

試掘-2
S=1:40



工事名	市庁舎東広場改修工事		
図面名	詳細図-2		
施設名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮尺	図示	図面番号	14/23
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

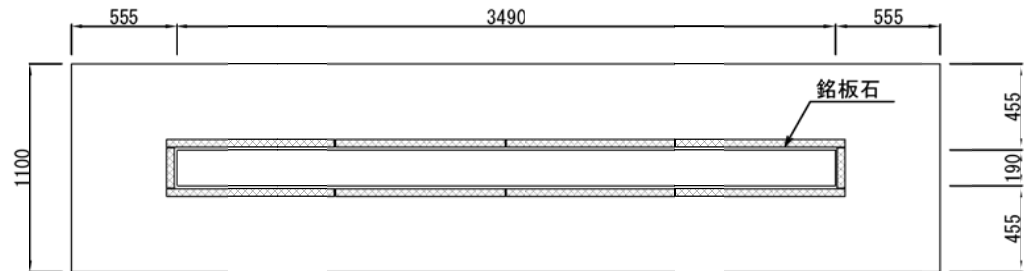
詳細図-3
銘板



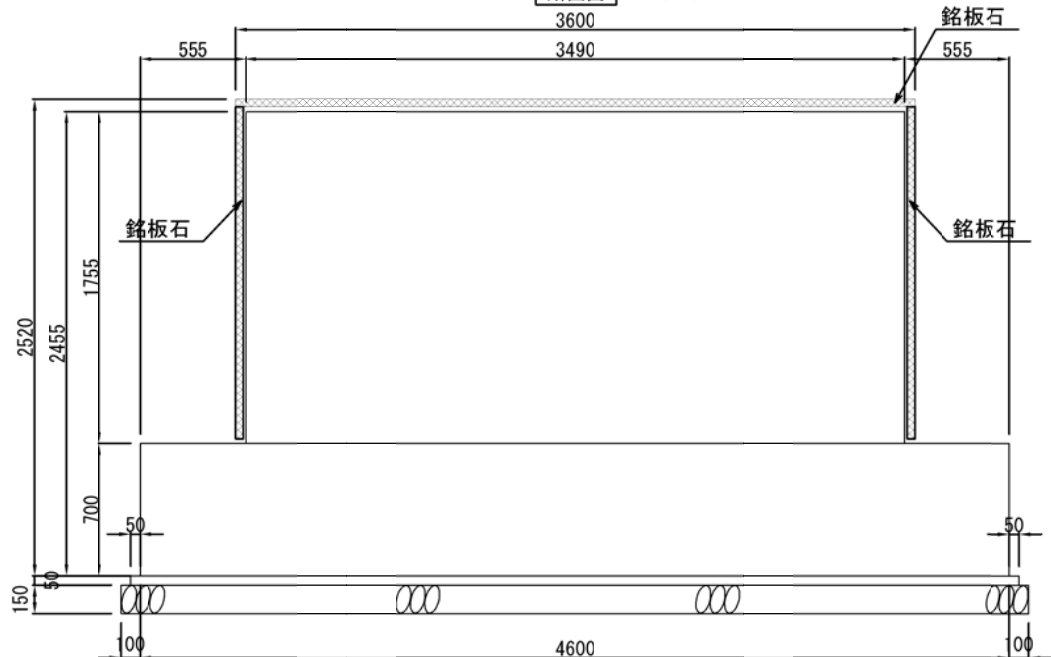
工事名	市庁舎東広場改修工事		
図面名	詳細図-3		
施設名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮尺	図示	図面番号	15/23
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

銘板躯体 構造図

平面図 S=1:40

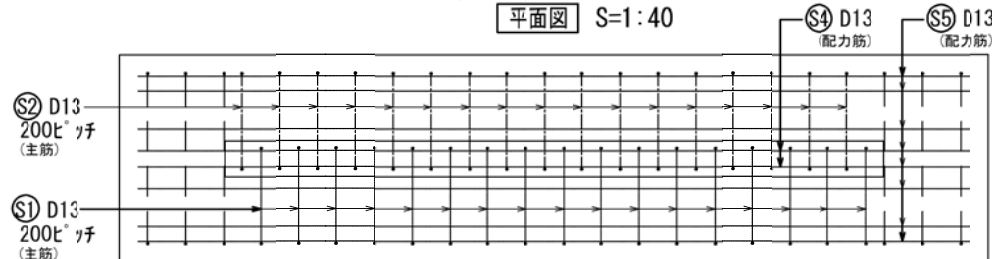


断面図 S=1:40

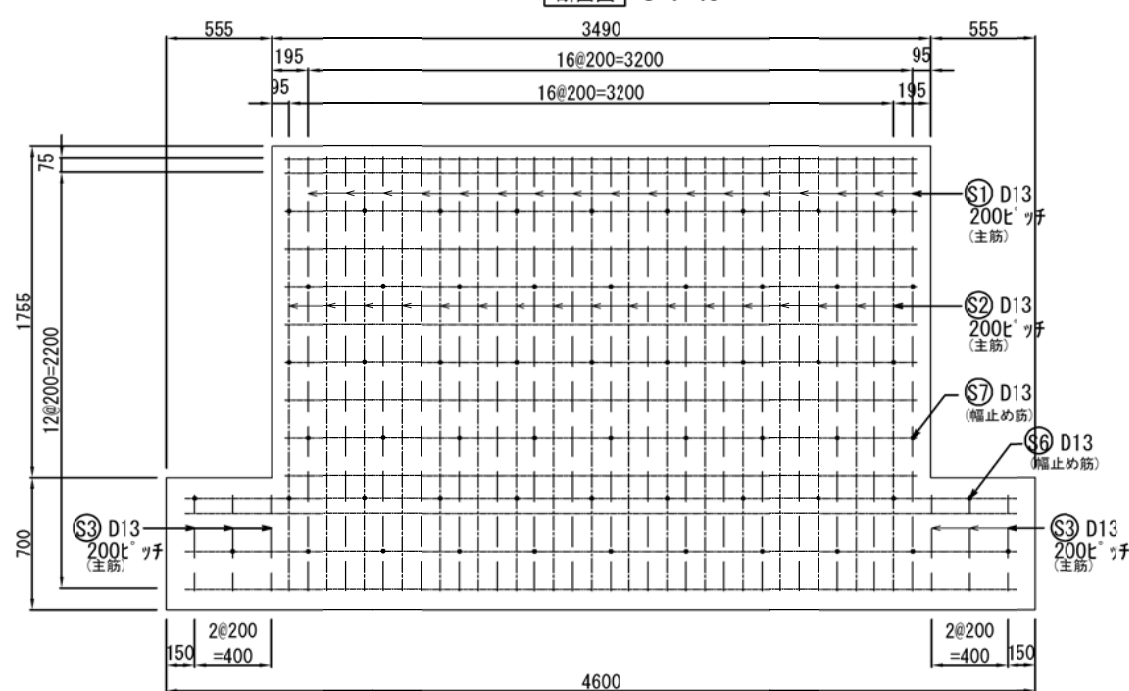


銘板躯体 配筋図

平面図 S=1:40

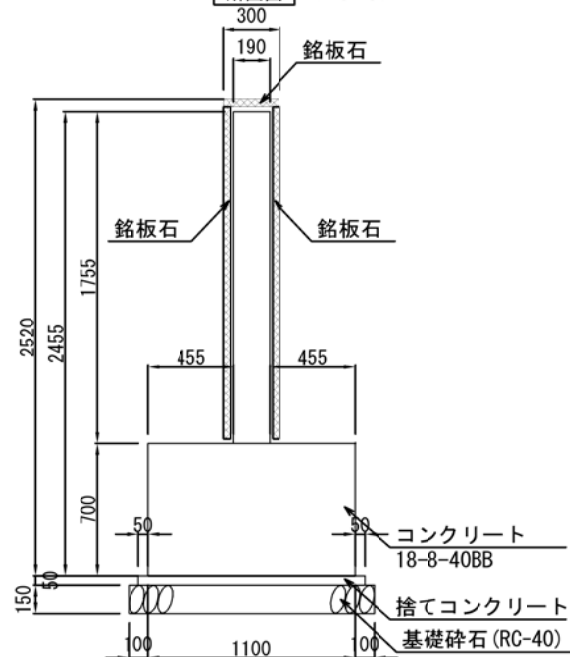


断面図 S=1:40



詳細図-4

断面図 S=1:40



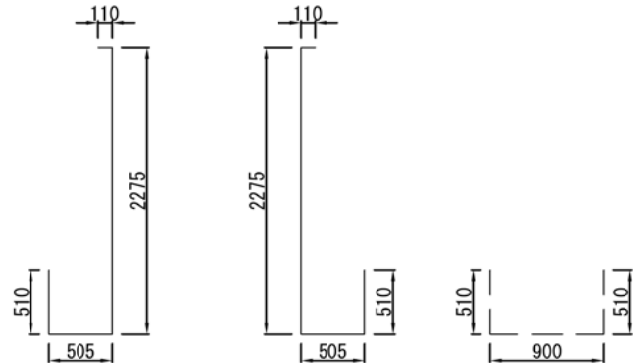
寸法(幅×長さ×高さ)		幅1100(190)×長4600(3490)×高2455(1755)
使用材料	コンクリート	設計基準強度 $f'_{ck}=24\text{ N/mm}^2$
	鉄筋	SD 295

鉄筋表

符号	径	一本当り長さ (mm)	本数	単位重量 (kg/m)	一本当り重量 (kg)	重量 (kg)	形状
S 1	D13	3400	17	0.995	3.383	57.5	┐
S 2	"	3400	17	"	3.383	57.5	┌
S 3	"	1920	6	"	1.910	11.5	└
S 4	"	3350	20	"	3.333	66.7	—
S 5	"	4400	20	"	4.378	87.6	—
S 6	"	930	22	"	0.925	20.4	—
S 7	"	120	36	"	0.119	4.3	—
鉄筋 D13						305.5 kg	

鉄筋加工図

S1 17-D13X3400 S2 17-D13X3400 S3 6-D13X1920



S4 20-D13X3350
S5 20-D13X4400
S6 22-D13X 930
S7 36-D13X 120

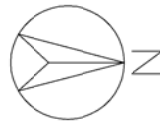
本製品は太平洋プレコン工業㈱の製品または同等品以上とする。

工事名	市庁舎東広場改修工事		
図面名	詳細図-4		
施設名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮尺	図示	図面番号	16/23
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

施工ステップ図-1（参考図）

S=1/400

池



凡例



施工区域

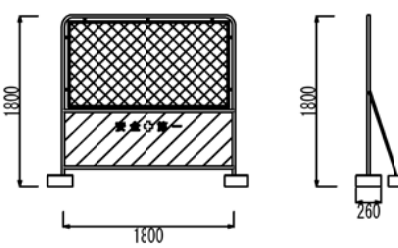


歩行者用通路

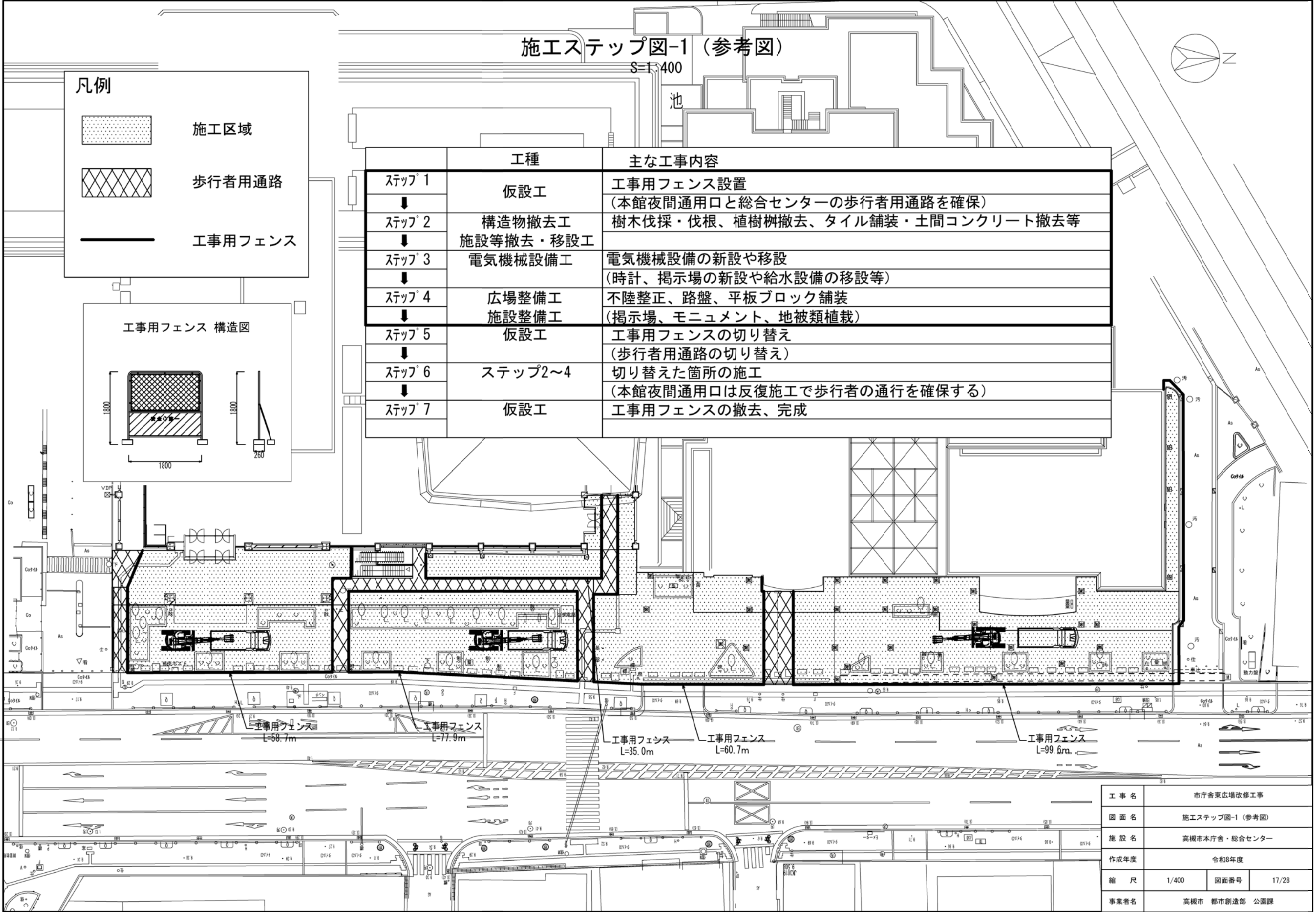


工事用フェンス

工事用フェンス 構造図



	工種	主な工事内容
ステップ 1	仮設工	工事用フェンス設置
↓		(本館夜間通用口と総合センターの歩行者用通路を確保)
ステップ 2	構造物撤去工 施設等撤去・移設工	樹木伐採・伐根、植樹樹撤去、タイル舗装・土間コンクリート撤去等
↓		
ステップ 3	電気機械設備工	電気機械設備の新設や移設
↓		(時計、掲示場の新設や給水設備の移設等)
ステップ 4	広場整備工 施設整備工	不陸整正、路盤、平板ブロック舗装
↓		(掲示場、モニュメント、地被類植栽)
ステップ 5	仮設工	工事用フェンスの切り替え
↓		(歩行者用通路の切り替え)
ステップ 6	ステップ2～4	切り替えた箇所の施工
↓		(本館夜間通用口は反復施工で歩行者の通行を確保する)
ステップ 7	仮設工	工事用フェンスの撤去、完成



工事名	市庁舎東広場改修工事		
図面名	施工ステップ図-1（参考図）		
施設名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮尺	1/400	図面番号	17/23
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

施工ステップ図-2（参考図）

S=1/400

池



凡例



施工区域

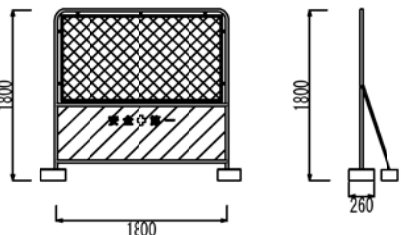


歩行者用通路

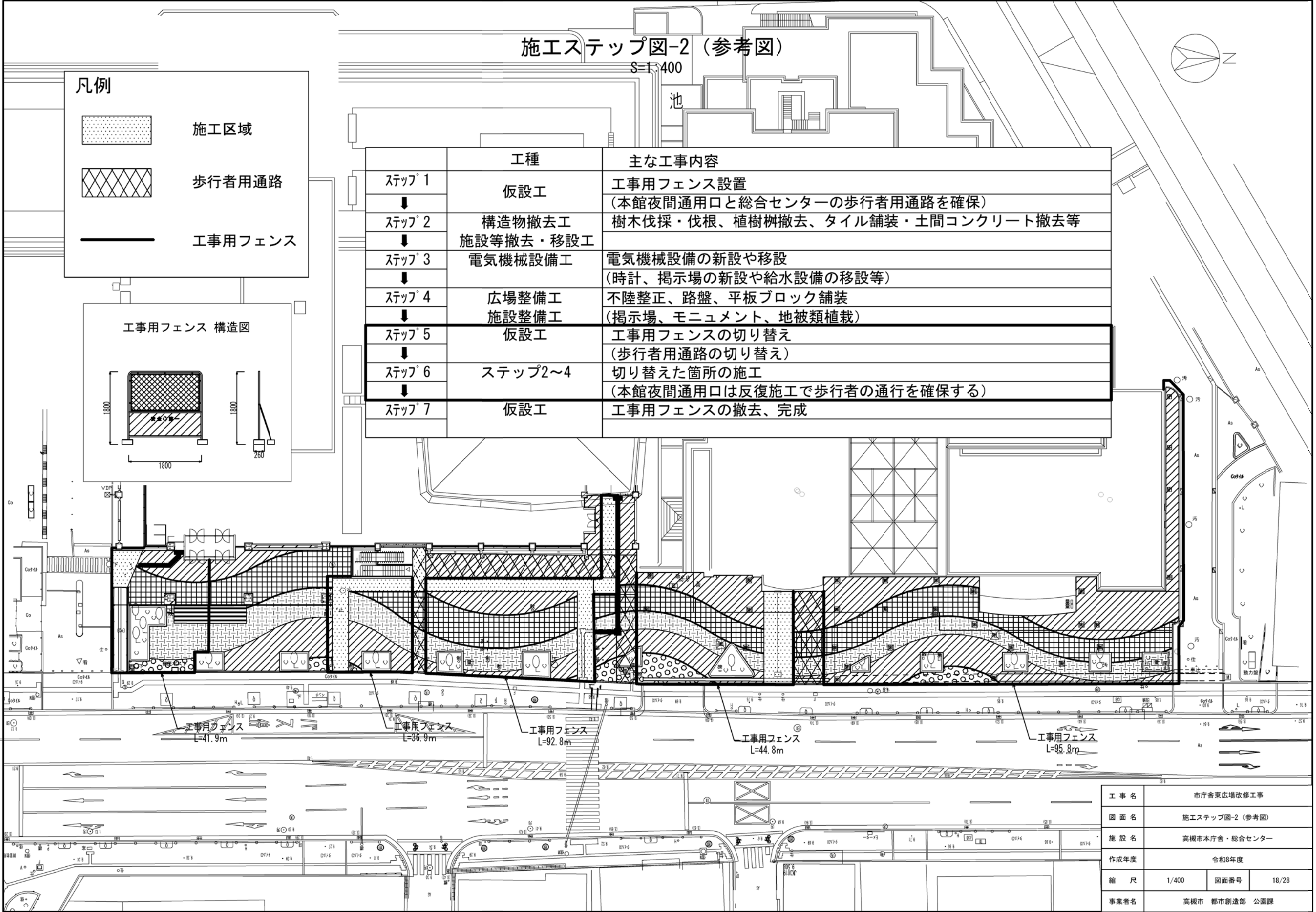


工事用フェンス

工事用フェンス 構造図



	工種	主な工事内容
ステップ 1	仮設工	工事用フェンス設置
↓		(本館夜間通用口と総合センターの歩行者用通路を確保)
ステップ 2	構造物撤去工 施設等撤去・移設工	樹木伐採・伐根、植樹樹撤去、タイル舗装・土間コンクリート撤去等
↓		
ステップ 3	電気機械設備工	電気機械設備の新設や移設
↓		(時計、掲示場の新設や給水設備の移設等)
ステップ 4	広場整備工 施設整備工	不陸整正、路盤、平板ブロック舗装
↓		(掲示場、モニュメント、地被類植栽)
ステップ 5	仮設工	工事用フェンスの切り替え
↓		(歩行者用通路の切り替え)
ステップ 6	ステップ2～4	切り替えた箇所の施工
↓		(本館夜間通用口は反復施工で歩行者の通行を確保する)
ステップ 7	仮設工	工事用フェンスの撤去、完成



工事名	市庁舎東広場改修工事		
図面名	施工ステップ図-2（参考図）		
施設名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮尺	1/400	図面番号	18/23
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

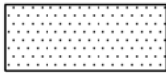
施工ステップ図-3（参考図）

S=1/400

池



凡例



施工区域

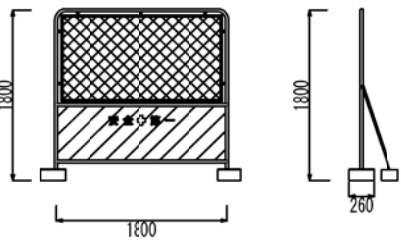


歩行者用通路

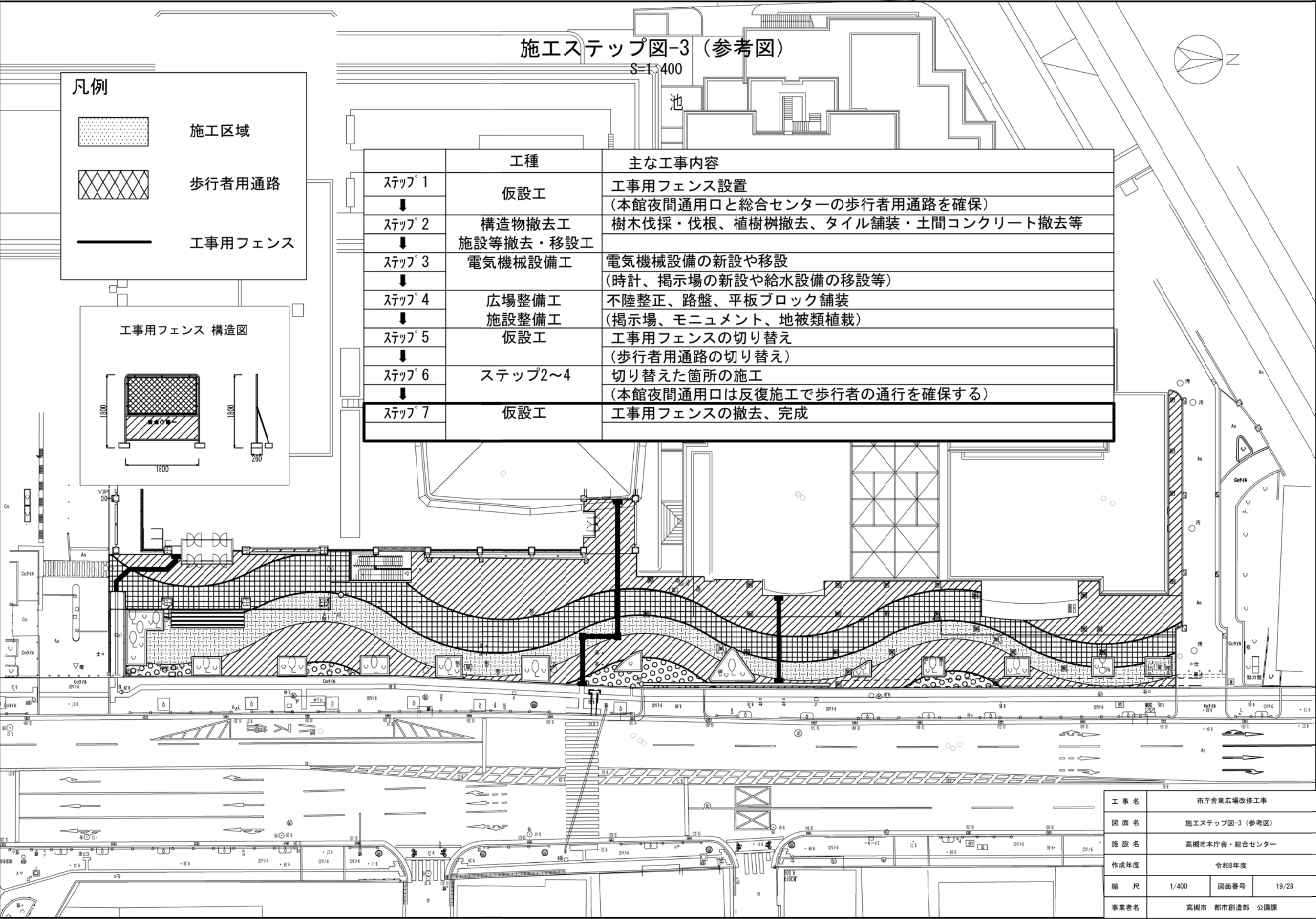


工事用フェンス

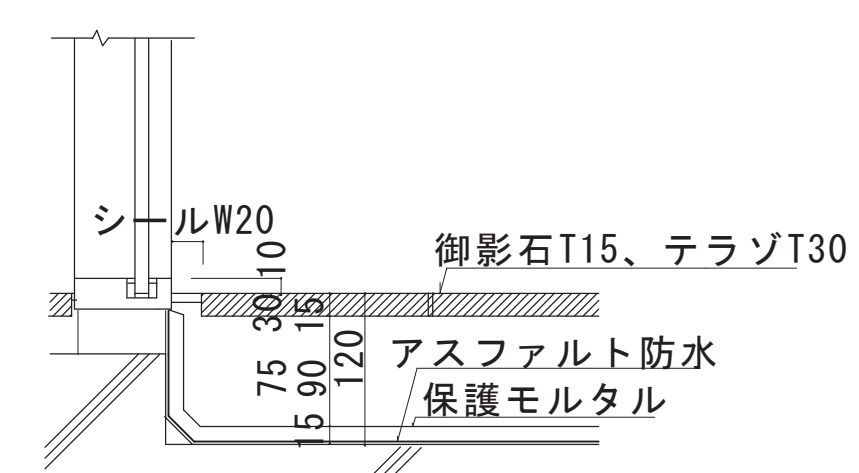
工事用フェンス 構造図



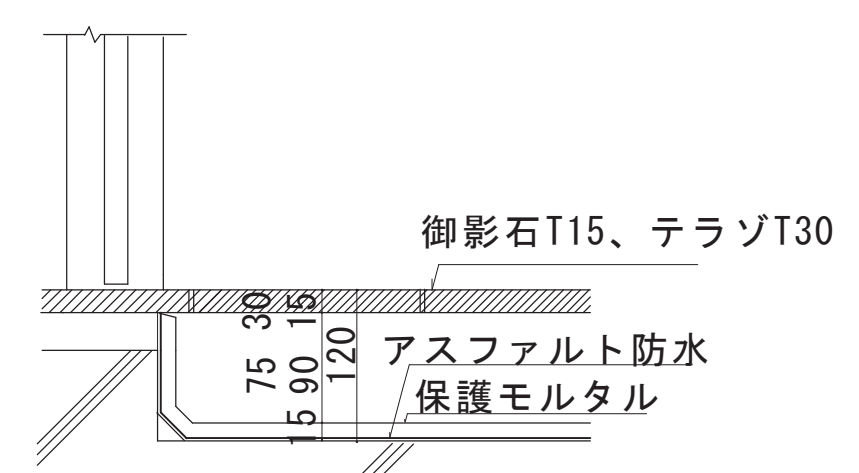
	工種	主な工事内容
ステップ 1	仮設工	工事用フェンス設置 (本館夜間通用口と総合センターの歩行者用通路を確保)
↓		
ステップ 2	構造物撤去工 施設等撤去・移設工	樹木伐採・伐根、植樹樹撤去、タイル舗装・土間コンクリート撤去等
↓		
ステップ 3	電気機械設備工	電気機械設備の新設や移設 (時計、掲示場の新設や給水設備の移設等)
↓		
ステップ 4	広場整備工 施設整備工	不陸整正、路盤、平板ブロック舗装 (掲示場、モニュメント、地被類植栽)
↓		
ステップ 5	仮設工	工事用フェンスの切り替え (歩行者用通路の切り替え)
↓		
ステップ 6	ステップ2~4	切り替えた箇所の施工 (本館夜間通用口は反復施工で歩行者の通行を確保する)
↓		
ステップ 7	仮設工	工事用フェンスの撤去、完成



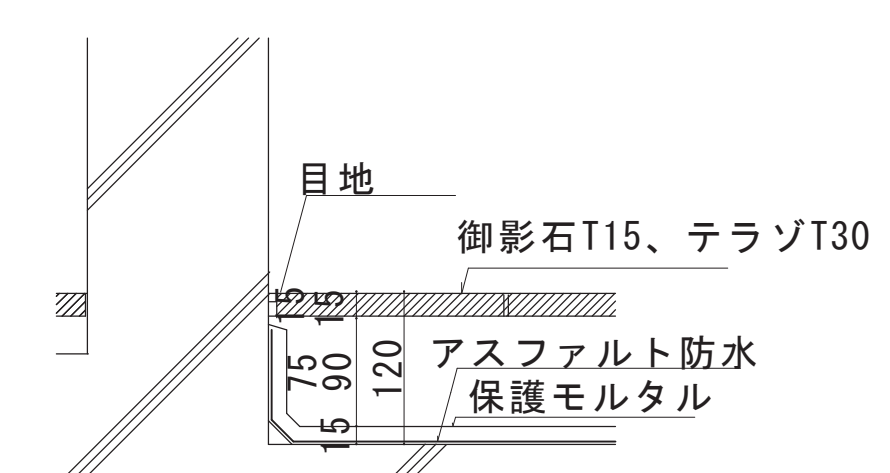
工事名	市庁舎東広場改修工事		
図面名	施工ステップ図-3（参考図）		
施設名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮尺	1/400	図面番号	19/23
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		



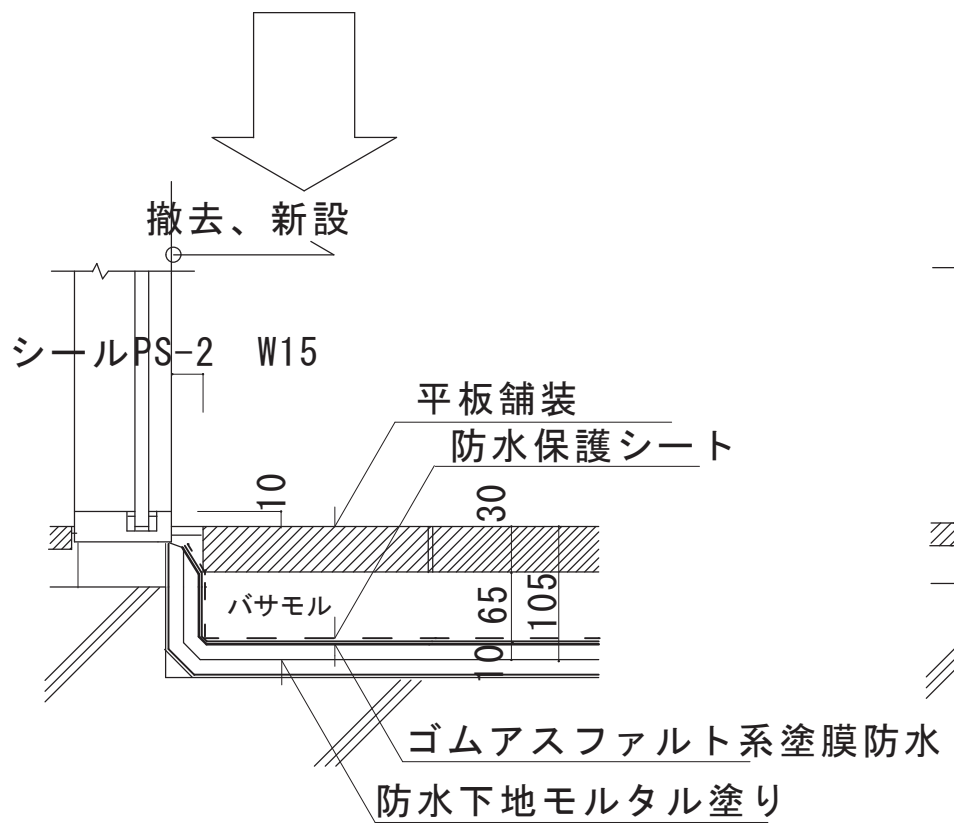
A 扉前以外SSD取合い部 既存



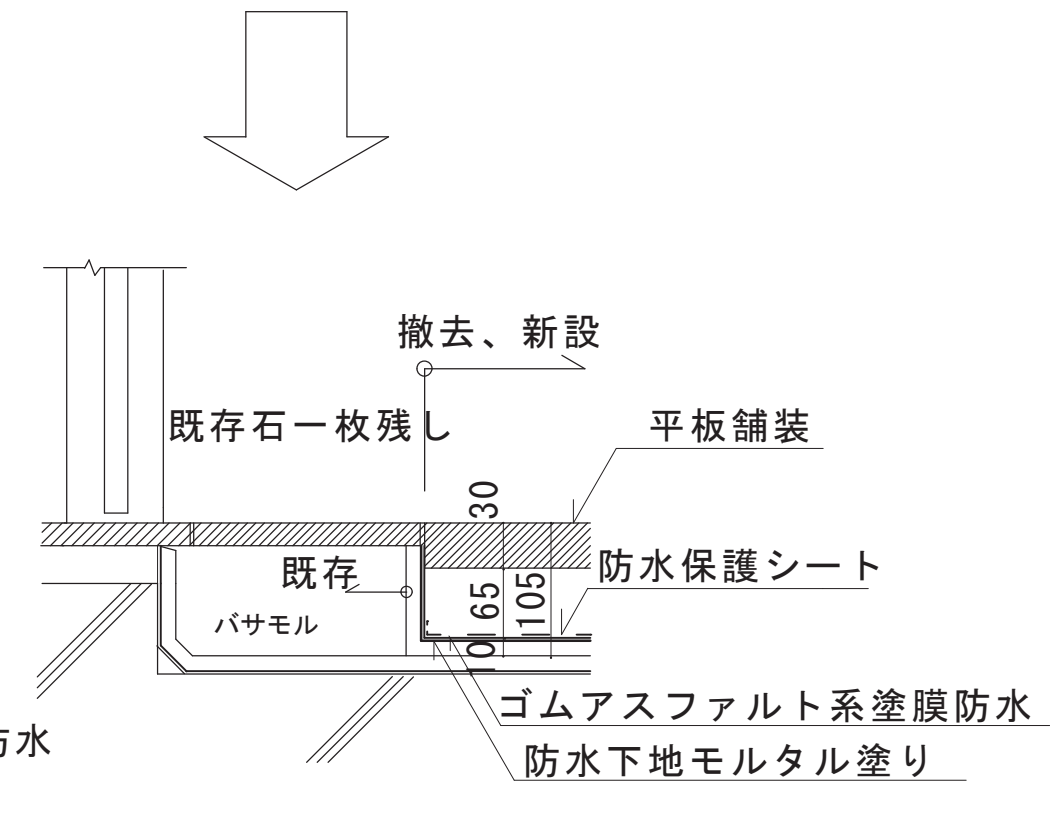
B 扉前SSD取合い部 既存



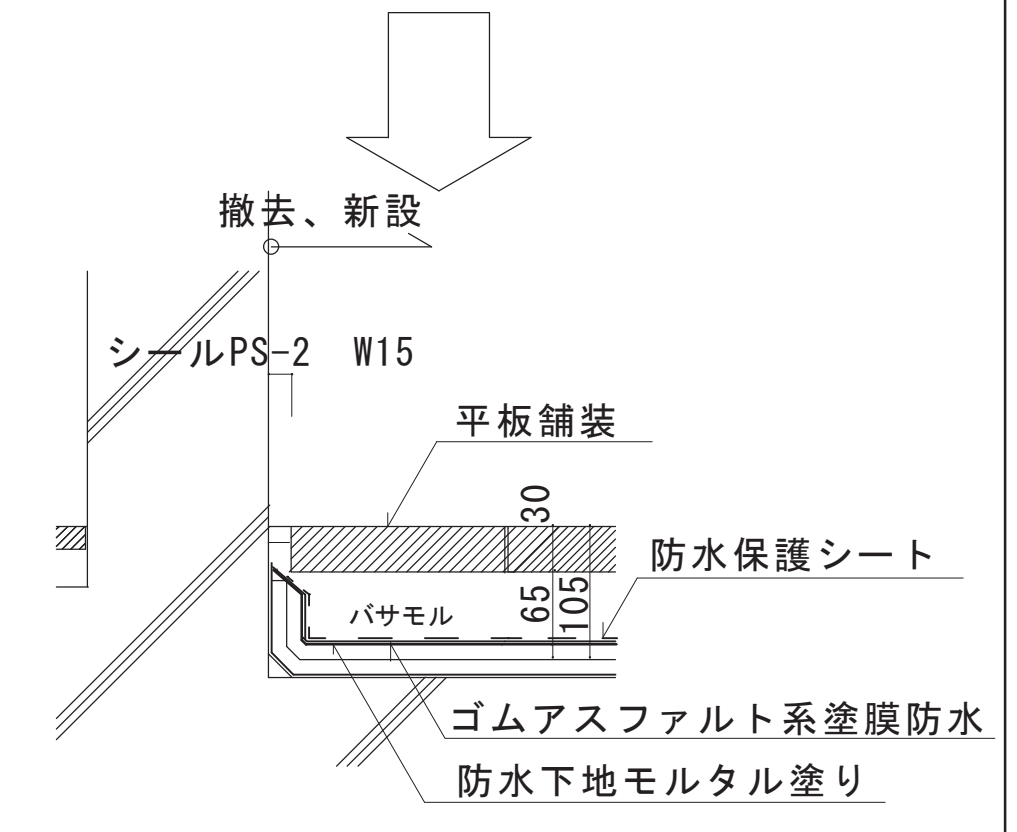
C 壁、花壇取り合い部 既存



A 扉前以外SSD取合い部 改修後



B 扉前SSD取合い部 改修後



C 壁、花壇取り合い部 改修後

※寸法は想定寸法のため、工事に先立ち試掘を5ヶ所行うこと。

試掘場所は監督員との協議による。

※サッシ、ガラス部解体時はスタイロ+ベニヤ板T9で養生の上、防水立上りを破損しないよう注意のこと。

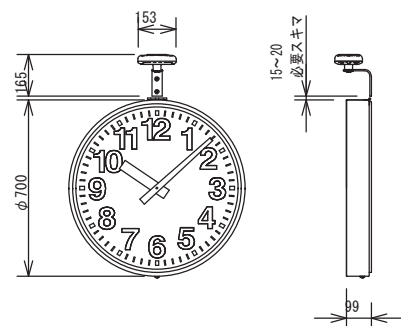
工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	舗装 建築区域断面詳細図		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	1/5	図面番号	20/28
事業者名	高槻市	都市創造部	公園課

電気設備工事 特記仕様書				機 材 等	電線・ケーブル	特記なきものはエコ電線・ケーブルとする。但し、エコ電線・ケーブル規格等のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 強電用と弱電用の配管への共入れは、行わない。	5. 各項目の電気設備工事	※概要、及び特記事項を記載する			
選択の場合は●印を本工事に適用する。但し●印のない場合は※印を適用する。 (標仕 . . .)は標準仕様書、(改標仕 . . .)は改修標準仕様書の当該項目を示す。					金属電線管	図面上P F管であっても、盤類・ブルボックス等への立上げ下げ露出部分は金属管で保護すること。 配管材料にはボンディングも含む。 予備配管には導入線を入れること。 配管は支持金具を使用すること。	電灯設備				
1. 工事種目				機 材 等	合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう管は、全てP F管とする。 図中に記載ない場合は、一重波付管とする。	弱電設備	・屋外照明を移設する。移設に伴い埋設配管・配線を撤去新設する。			
電力設備工事	●電灯設備 ○動力設備 ○雷保護設備 ○				金属製可とう電線管	盤類、及び室外機等の機器類への接続部に使用する。 エキスパンションジョイント等の異種構造物間の渡り配管部に使用する。		・電灯盤「宿日直室内分電盤」のブレーカーを撤去し、漏電ブレーカーを新設する。			
受変電設備工事	○受変電設備 ○			機 材 等	位置ボックス	耐火間仕切壁（軽量鉄骨下地）内に敷設する場合は、鋼製とする。 界壁に組込むボックスは両側で重ならないように設置する。 強電及び弱電用配線器具を同一ボックスに組込場合は、セパレータ付とする。		・屋外時計を撤去新設する。			
電力貯蔵設備工事	○直流電源設備 ○				ブルボックス	屋外設置 ※ステンレス製 ○鋼板製（溶融亜鉛めっき仕上げ、指定色塗装） 屋内設置 ※鋼板製（指定色塗装） ○塩化ビニル樹脂製 長辺が8 0 0mmを超えるブルボックスの蓋は2枚に分割する。 ブルボックスは点検可能な位置に設置すること。					
発電設備工事	○自家発電設備 ○太陽光発電設備 ○			機 材 等	盤 類	屋外設置 ※ステンレス製(指定色塗装) ○鋼板製（溶融亜鉛めっき仕上げ、指定色塗装） 屋内設置 ※鋼板製（指定色塗装） ○ ブレーカー増設が可能な予備スペースを設けること。					
通信・情報設備工事	○構内情報通信網設備 ○構内交換設備 ●情報表示設備 ○映像・音響設備 ○拡声設備 ○誘導支援設備 ○テレビ共同受信設備 ○監視カメラ設備 ○防犯・入退室管理設備 ○火災報知設備 ○ ○				配線器具	埋込スイッチ ○大角適用 ○ワイドシリーズ（居室、 等） ・居室、及び3点減以上のスイッチは、ネーム付とする。 埋込コンセント ○大角適用 ○ワイドシリーズ（居室、 等） 配線器具プレート ○新金属製 ○樹脂製（居室、 等） ○ステンレス製（屋外、厨房、 ） 大容量コンセント（3 0 A以上、三相用含む）は、プラグも納入のこと。					
中央監視制御設備工事	○中央監視制御設備 ○			機 材 等	鍵の種別	新設する機材等の鍵種別は下記とする。 ・盤類 ※タキゲン2 0 0番 ○ ・E P S 扉 ※タキゲン2 0 0番 ○建築指定 タキゲン2 0 0番とする場合は建築工事受注者と調整のこと。 ・屋外設備置場フェンス扉の南京錠 ※アルファ5 0番 ○建築指定					
屋 外	●構内配電線路 ○構内通信線路 ○				屋外使用材料	配管支持材・金具：ステンレス製、取付面周囲をコーキングすること。 取付ボルト・ナット：ステンレス製					
2. 共通仕様				機 材 等	はつり	貫通・壁溝はつり（復旧共）は補修を行うこと。 配管・配線等の施工において、既存梁の貫通処理は行わないこと。					
適 用	本工事は、この特記仕様書、設計図、下記仕様書を適用する。 国土交通省大臣官庁官庁営繕部設備課監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、 同標準図、同監理指針 及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」 上記はいずれも最新版とする。				電源の分岐	既設電源盤から分岐する時は既設盤に盤用端子台を新たに設置し分岐すること。					
関 連 法 規	本工事は、建設業法、建築基準法、消防法、電気事業法、電気設備の技術基準、労働安全衛生法、ならびに関連諸法令を遵守し、完全に施工のこと。			機 材 等	接 地	シールド信号線には接地をとること。 盤類にはアースをとること。 接地線は緑色とする。但し、D種E L B用接地線は黄色とする。					
優 先 順 位	すべての設計図書及び配布書類等は相互に補完するものとする。 ただし、これらに相違がある場合の優先順位は次の1～5の順番のとおりとし、これにより難い場合は監督職員との協議による。 1. 質疑回答書 2. 現場説明事項 3. 本特記仕様書 4. 設計図書 5. 標準仕様書				脱落防止	通常使用時に、落下により破損する恐れのある機器等については、チェーン等による落下防止に配慮した設置を行う。 ・壁掛インターホン・電話機					
3. 一般事項				機 材 等	危険部位の防護	施設利用者の手の届く範囲にある露出配管支持材等、接触により負傷の恐れのある部位には保護キャップやコーナーガード等の防護措置を施すこと。					
施 工 計 画 書	工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。(標仕 1. 2. 2) 左記には、以下の内容を反映し作成すること。 ①工種別施工計画書作成計画 ②承認図提出計画 ③施工図作成計画				銘板・表示	各配線・ケーブルに丸れ・表示ラベル（行先・負荷名称や回路種別とケーブル種別サイズを明記）を取付ける。設置場所は、盤・ブルボックス・ハンドホールE P S ・点検口付近・その他接続分岐部等とする。 丸れ・表示ラベルは、湿気のある場所は耐湿型の製品を使用し文字等が劣化しないものとする。また、予備配管については、用途・行先の他、材質・口径を明記する。 盤類には外扉表面に盤名称、外扉裏面に受注者と設置者（電気設備施工者）ならびに設置年月を表記した銘板（エッチングプレート）を取付ける。 増設・変更した盤内分岐回路には対応した負荷名称を表示する。 カバープレート及びブルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。 コンセント用配線器具プレートにはシール等で回路番号・電源種別等表示を行う。 ネーム付スイッチには点滅区分表示を行う。					
申 請 手 続	本工事に関する関係諸官庁等への申請手続きは、本工事受注者が、その業務を代行し、要する費用はすべて受注者の負担とする。			機 材 等	塗 装	露出電線管には指定色塗装を行う。 盤類及び鋼板製ブルボックスには指定色塗装を行う。		6. 注記、留意事項			
書類の書式等	高槻市都市創造部建築課による書式とし、書式の電子データを、監督職員より受領すること。なお、上記にない書式については、公共建築工事標準書式等による。				保守スペースの確保	盤類の取付位置は保守スペースを考慮して取付けること。		・機器設置について、監督職員に承諾を得ること。			
軽 微 な 変 更	図面等に記載が無くとも、技術上、関連法令上、または美観上、構造上、保安上、当然必要と認められる事項、並びに軽微な変更は、請負金額の変更を行わない。			機 材 等	機材の設置位置、及び高さ	機材等の取付位置、高さ等の詳細は打合せによる。		・施工後、電圧測定、絶縁抵抗測定等の各測定を実施し、報告書を提出すること。			
検 査 ・ 試 験	工事完了に際し、関係諸官公署および、電力、通信事業所等の行う検査、ならびに本特記仕様書、監督職員の指示する各種検査・試験に合格すること。 上記に要する費用は、本工事受注者の負担とする。				点 検 口	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部					
電気保安技術者	電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。 電気保安技術者は、発注者側で定めた電気主任技術者の業務を補佐する監督職員の指示にしたがい、当該現場における電気工作物の保安業務を行う。 電気保安技術者は、(標仕 第1編 1. 3. 2)による必要な資格又は同等の知識及び経験を有するものとする。			機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
電気主任技術者	※既存施設の主任技術者 ○その他（新たに選任する主任技術者等） 上記の主任技術者による立会い、作業等が必要なものは下記とする。 ・停電時における高圧区分開閉器の開閉作業、及び復電時確認。 ・事業用電気工作物の設置や更新時の立会い・確認。 ・その他は監督職員の指示による。										
施 工 条 件	①施工時間 土曜日、日曜日及び祝日には、工事の施工を行わない。 但し、●停電作業 ○ を除く ・やむをえず行う場合は、監督職員の承諾を受けること。 ②工事中停止させない設備 ※なし ○あり（ ）			機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
品 質 管 理	施工に際しては、現地確認の上、工種別施工計画書（施工要領書）・施工図等を作成し、監督職員の承認のうえ、施工すること。										
施工中の安全確保	工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処理すること。 工事中に発生した公害及び近隣からの苦情に対しては、受注者の責任において解決すること。 工事後、ほかに損害を与えた場合の補償、補修は受注者の責任とする。 施設利用者・施設職員等の安全には十分注意すること。 搬出、運搬、搬入については安全対策を講じること。			機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
機 材 等	使用機材等の図書(製作図、試験成績書を含む)は、内容を十分検討した上で、工期に間に合う時期に決定できるよう承諾図として提出すること。 図面中の機材等の品番は参考である。同等品以上を選定すること。										
機材等の検査 および試験	検査および試験を行うべき機材等は、標準仕様書各項目の「機材の試験」による。 なお、工場立会検査機材は下記とする。 ※監督職員の指示する機器 ○ ○			機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
再 使 用 機 材	取外し、再取付する機材は、図示による。 取外し後、再取付する機材は、清掃を行いボルト等を増締めした上で、取付ること。 なお、照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用する等、十分に清掃すること。										
事前調査・確認	下記の調査を行い、結果を監督職員に報告すること。 ・施工に先立ち既存配管配線ルートや系統、機器等の設置状況を調査・確認する。 ・施工に先立ち監督職員又は施設管理者の立会いのもと、既存機器類の作動状態を確認する。また施工後、各機器の動作状態を確認すること。 ・施工に先立ち絶縁測定・照度測定等の各種測定を実施し報告すること。報告書は、完成後の各種測定報告書の提出時に添えて提出すること。 その他の事前確認事項は、(改標仕 第2編2. 1. 1)による。			機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
非 破 壊 検 査	既存躯体等へのはつり、穴あけ、あと施工アンカー等の施工に際し、埋設物を損傷しないことが明らかな場合を除き、埋設物の事前調査を行い、既存鉄筋や埋設配管等の埋設物を損傷しないよう配慮する。 簡易探査（鉄筋探査機） ※行う 放射線透過検査 ○行う 測定箇所は図示による R Cレーダー ※行う 測定箇所は図示による										
P C B含有機器の取扱	既存機器のP C B混入の有無についての調査 ※なし ○あり（対象機器： , 外部機関への調査依頼を含む）			機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 ○電気設備工事 ○建築工事 位置、開き勝手、他設備との兼用等については、建築及び機械設備受注者と十分に調整のこと。 天井内で作業を行う場合、必要となる場所には点検口を設けること。 以下の天井内に隠蔽された機材や配線ルート等の設置位置には点検口を設ける。 ①点検を要する機器、感知器等 ②ブルボックス ③将来用スリーブ孔 ③ケーブルラック曲がり角、長い直線途上部 ④空配管入線部						
				機 材 等	電気設備用点検口の設置 						



φ700 片面ホール型電波時計(交流式)

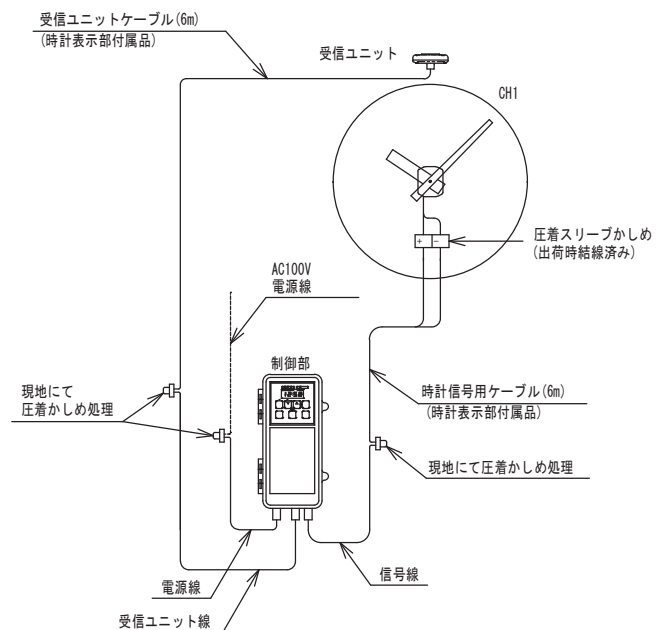
時計表示部



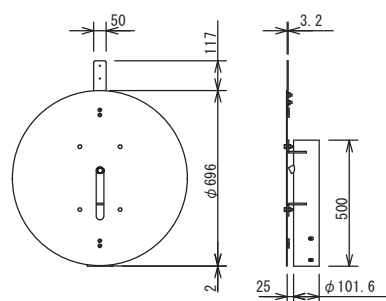
機械	DC3.6V 有極30秒運針
受信ユニット	受信アンテナ及び回路を内蔵
指針	アルミ 黒色塗装
文字板	銅板 白色塗装 文字黒色印刷
表ガラス	ポリカボネート 透明 t=3
ケース	銅板 コーヒーブラウン色塗装

参考型番：TCW5140K

配線系統図



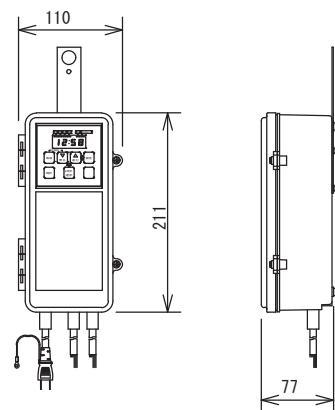
片面ポール型時計用取付金具



受信ユニット取付板	鋼板 コーヒーブラウン色塗装
時計取付板	鋼板 コーヒーブラウン色塗装
ソケット	鋼管 コーヒーブラウン色塗装
適合時計	TC7140K・TC7150K・TCW7140K・TCW5140K・TC7147K・TC714705

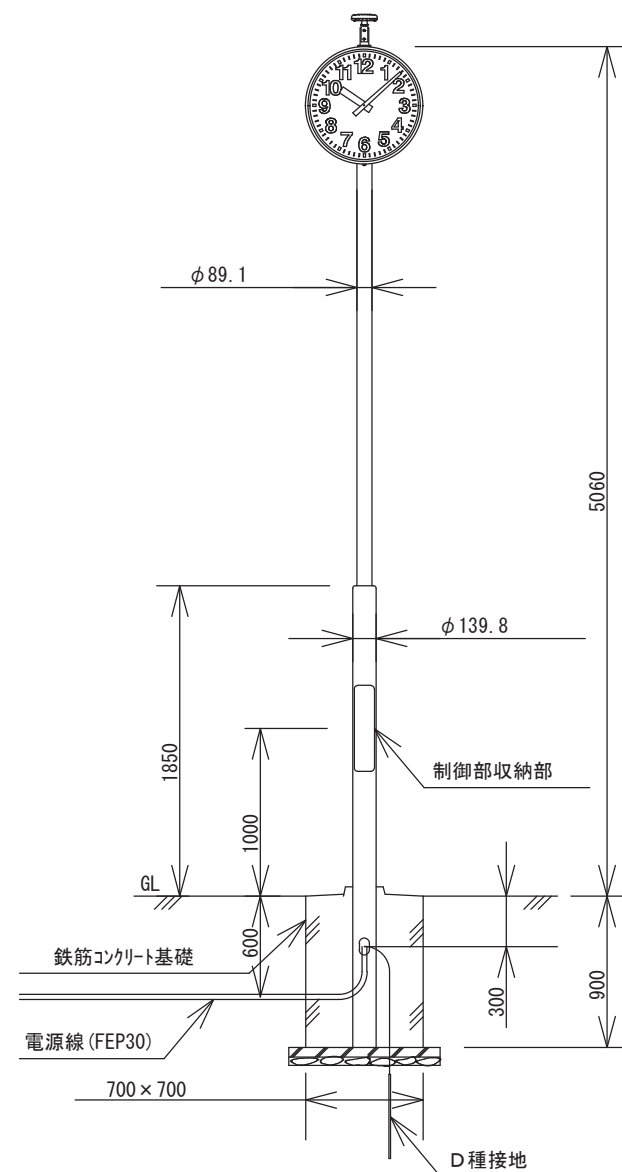
参考型番：TCX70A

制御部



原振	水晶発振式 4.194304MHz
精度	標準電波受信により積算誤差0秒
出力信号	DC3.6V 有極30秒パルス
蓄電池	ニカド蓄電池 DC3.6V 600mAh
停電補償時間	60時間
修正回数	1日1回 AM2:00に修正
受信周波数	標準電波40kHz又は60kHz

全体図



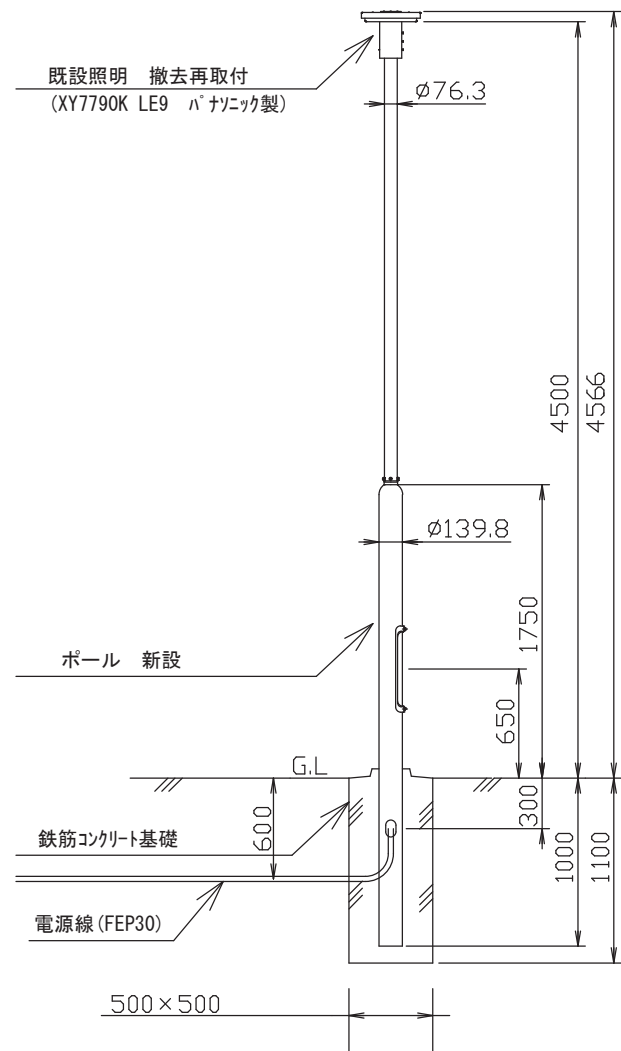
参考型番：TCW5140K+TCX70A+TC75110A (ハナソニック製)

耐風速:40m/sec



街路灯

LED照明 (XY7790K LE9 既設照明 撤去再取付) + 街路灯用 φ76ポール



街路灯用 $\phi 76$ ボール

■ 塗装：溶融亜鉛合金メッキ（HZA50A）後ポリエステル樹脂粉体焼付塗装

(コーヒーブラウン)

耐風速60m/sec仕様（標準灯具の場合）

参考型番：XDYP2663A

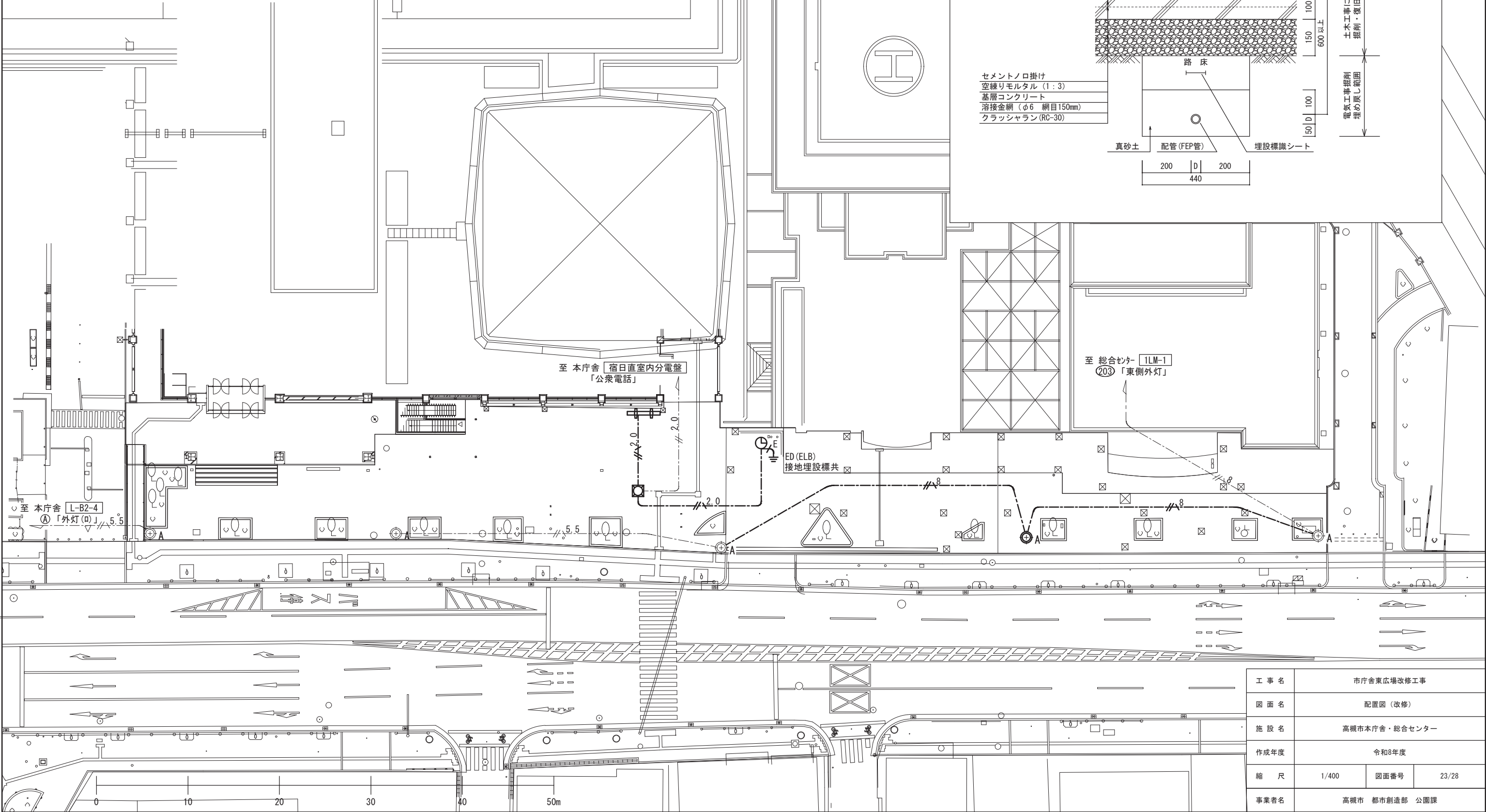
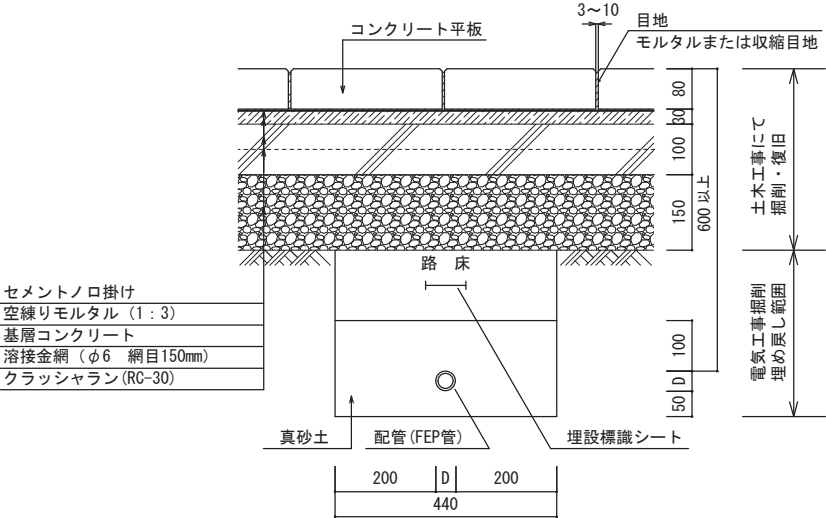
工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	機器姿図		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	NS	図面番号	22/28
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

(凡例) 特記無き場合は下記とする。

記号	名称
	(新設) φ700 片面ポール型電波時計(交流式)
	22 機器姿図 参照
	(撤去再取付) LED照明 XY7790K LE9+ (新設) 街路灯用ポール
	22 機器姿図 参照
	(既設) LED照明 XY7790K LE9+ (既設) 街路灯用ポール
	(新設) ハンドポール 600 x 600 x 600
	(新設) 化粧蓋 (土木工事)
	(新設) 揭示板 (土木工事)

記号	名称
	(新設) EM-CE8-2C, E5.5 (FEP30)
	(既設) CV8-2C, E5.5 (FEP30)
	(既設) CV5.5-2C, E5.5 (FEP30)
	(新設) EM-CE2.0-3C (1CE) (FEP30)
	(既設) CV2.0-2C (FEP30)
	(新設) EM-IE2.0*1 (VE16)

舗装断面図



工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	配置図 (改修)		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	1/400	図面番号	23/28
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

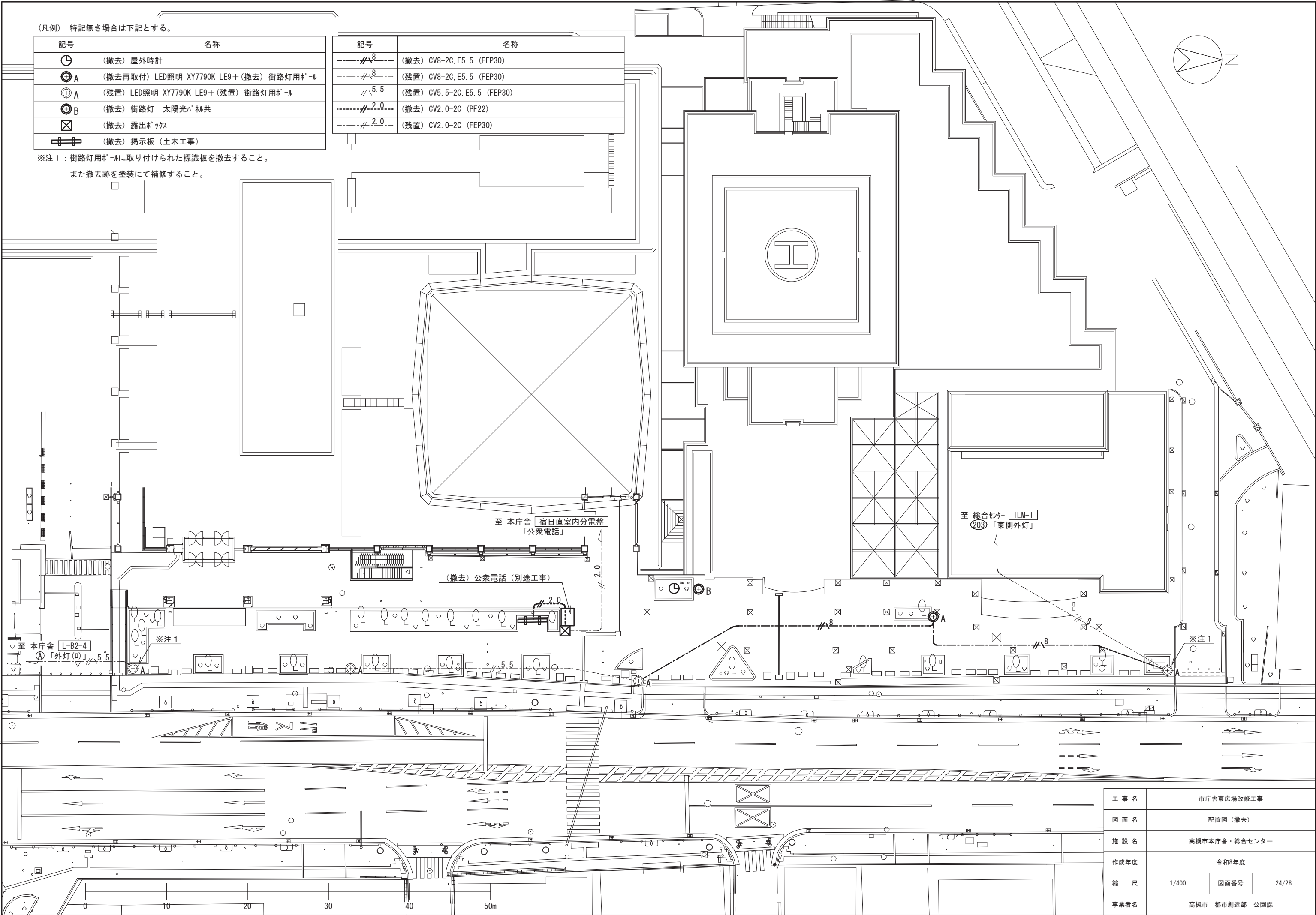
(凡例) 特記無き場合は下記とする。

記号	名称
	(撤去) 屋外時計
A	(撤去再取付) LED照明 XY7790K LE9+ (撤去) 街路灯用ポール
A	(残置) LED照明 XY7790K LE9+ (残置) 街路灯用ポール
B	(撤去) 街路灯 太陽光パネル共
	(撤去) 露出ボックス
	(撤去) 掲示板 (土木工事)

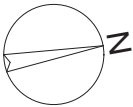
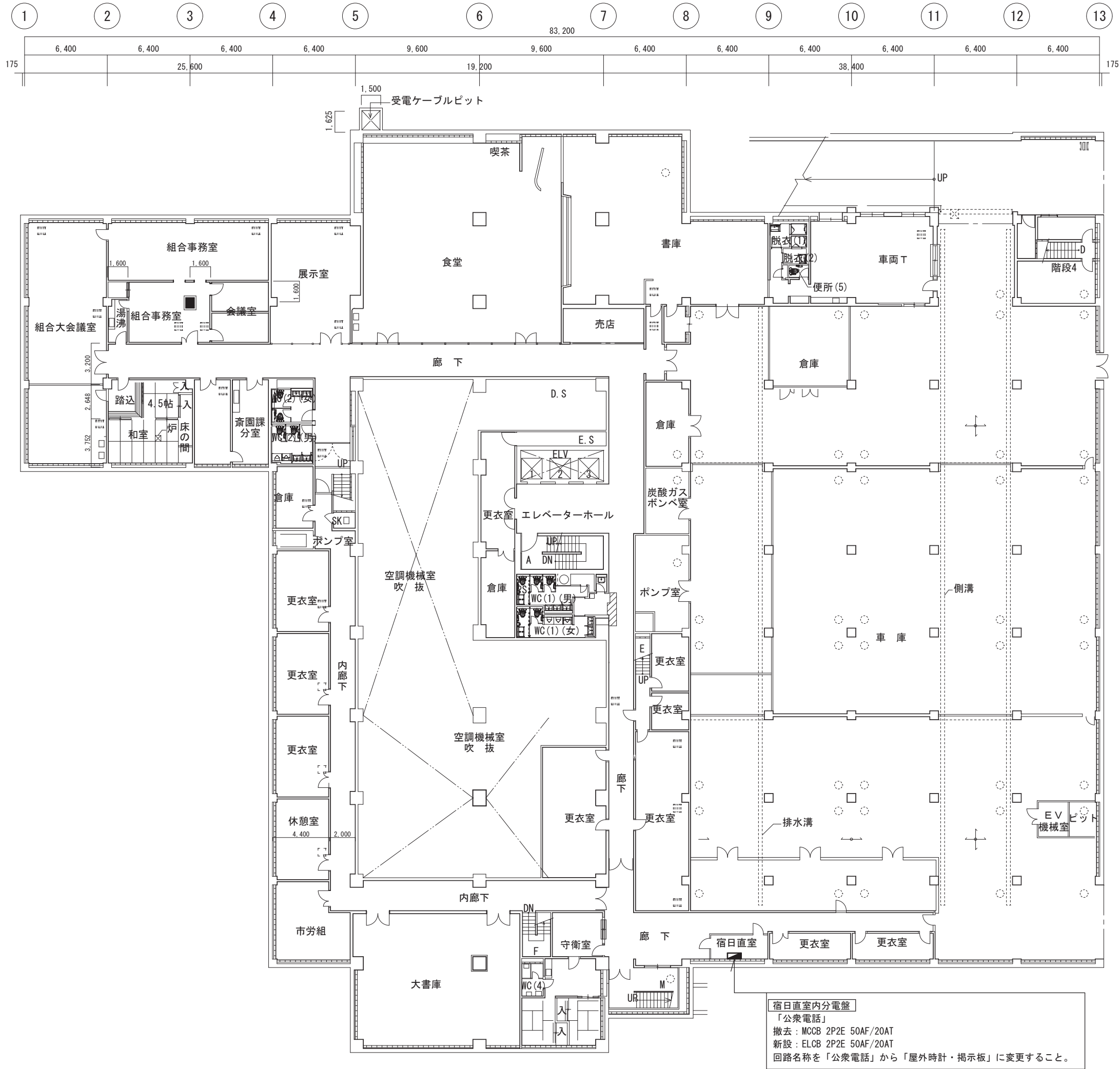
※注1：街路灯用ポールに取り付けられた標識板を撤去すること。

また撤去跡を塗装にて補修すること。

記号	名称
8	(撤去) CV8-2C, E5. 5 (FEP30)
8	(残置) CV8-2C, E5. 5 (FEP30)
5.5	(残置) CV5. 5-2C, E5. 5 (FEP30)
2.0	(撤去) CV2. 0-2C (PF22)
2.0	(残置) CV2. 0-2C (FEP30)



工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	配置図 (撤去)		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	1/400	図面番号	24/28
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		



工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	本庁舎B 1階 平面詳細図 (改修)		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	1/300	図面番号	25/28
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

特記仕様書

この工事は高槻市週休2日工事実施要領に基づき施工するものとする

1. 工事名称			
工 事 名 称		市庁舎東広場改修工事	
工 事 場 所		高槻市桃園町2-1 地内	
工 事 期 間		契約書による	
2. 建物概要			
構 造		○S造 ●RC造 ○SRC造 ○木造 ○	
階 数		地下 階 地上 階	
敷 地 面 積		m ²	建 築 面 積 m ²
延 床 面 積		m ²	
用 途 地 域			
建 物 用 途			
防 火 対 象 物			
耐震安全性の分類		建築設備 ●甲類 ○乙類	
3. 工事種目			
空調換気設備工事		○空気調和設備 ○換気設備 ○自動制御設備 ○床暖房設備	
衛生設備工事		○衛生器具設備 ●給排水設備 ○給湯設備 ○消火設備 ○ガス設備（都市ガス）	

4. 共通仕様		
適 用	本工事は、この特記仕様書、設計図、下記仕様書を適用する。 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備監修課「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、 同標準図、同監理指針 及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」 上記はいずれも最新版とする。	
優 先 順 位	すべての設計図書及び配布書類等は相互に補完するものとする。 ただし、これらに相違がある場合の優先順位は次の1～6の順番のとおりとし、 これにより難い場合は標準仕様書による。 1. 質疑回答書 2. 現場説明事項 3. 本特記仕様書 4. 設計図書 5. 標準施工図 6. 標準仕様書	

施 工 計 画 書	1. 2. 2 施工計画書によるほか、以下の内容を反映し、作成すること。 ①三種別施工計画書作成計画 ②工期提出計画 ③施工図作成計画
-----------	--

	①工種別施工計画書作成計画 ②承認図提出計画 ③施工図作成計画
関 連 法 規	本工事は、建設業法、建築基準法、消防法、ガス事業法、水道法、フロン排出抑制法 労働安全衛生法、ならびに関連諸法令を遵守し、完全に施工のこと。

申 請 手 続	本工事に係る関係諸官庁等への申請手続きは、本工事請負者が、その業務を代行し、要する費用はすべて請負者の負担とする。
---------	---

変 更	発注者の指示により、設計図に該当しない変更を生じた時は、原則として事前に見積書を作成し、承諾されたもの、変更工事に着手すること。 また、図面等に記載が無くとも、技術上、関連法令上、または美観上、当然必要と認められる軽微な変更は、請負金額の変更を行わない。
-----	--

検 査 ・ 試 験	工事完了に際し、関係諸官公署および、電気、上下水道、ガス事業所等の行う検査、ならびに監督員の指示する各種試験に合格すること。 上記に要する費用は、本工事請負者の負担とする。
-----------	--

完成図書 (引渡物)	①完成図 黒表紙 A4 版(金文字)※1部 ①部 変更の行われた部分については設計原図を訂正し、完成図として提出する。 納入設置した主要機器類の仕様書を末尾に追加添付する。 設計原図に記載されている機器品番を納入設置したものに訂正する。 据割時に出てきた既存配管を完成図面に反映すること。 ②完成図の電子媒体(JWW-CAD形式、及びPDFファイル) CD-R 1部 JWW-CAD形式によりがけたい場合は、DXF-CAD形式での提出とする。 ・CAD形式1枚の図面をひとつのファイルとする。 ・PDFファイルはA3サイズ、解像度300dpi程度(文字が判読出来ること) ・PDFファイルはすべての図面を1つのファイルとすること。 ファイル名称は下記のとおりとする。 ・図面番号_図面名称_工事名称_年度(西暦)_.jww ・図面番号(M01~M**)_工事名称_年度(西暦)_.pdf ・英数字とアンダーバーは半角とすること。 ③保全に関する資料 機器仕様書、取扱説明書、性能試験成績書、総合調整試験成績書、官公署届出書類等 ④保全に関する資料、工事簿(工程写真、完成写真)の電子媒体 上記電子媒体(CD-R)に保存し提出 ⑤付属品、予備品等 引継目録を添えて提出 カギ等には表示札を付けること ⑥その他 ○完成図 緑表紙 A4 版(黒文字) 部(複数施設配布用) ○保全に関する資料 フォトアルバム(黒文字) A 版 部(複数施設配布用) 上記の引渡物については、特記なきを多数、個数については監督職員の指示による。 上記以外の引渡物については監督職員の指示による。 各引渡物の納品場所等は監督職員の指示による。
-----------------------	--

5. 工事概要

A rectangle with its diagonals intersecting at the center. The rectangle is oriented horizontally. The diagonals are represented by two straight lines crossing each other at the midpoint of the rectangle.

6. 施工条件

断水日時等は発注者と充分協議の上決定のこと。
施工後、影響範囲での赤水発生の有無を確認し、対処すること。

7. 一般共通事項

一般事項	監督員事務所	○設けない	○設ける（備品含む）	
	工事用電力	本工事に必要な工事用電力・下水・ガスの使用料、および諸手続などの費用は下記とする。		
	水その他	○本工事	○建築工事	○別途工事 ○無償
	足場・さん橋類	【外部足場】		
	○A種：脚立足場	○B種：移動式足場（ロ-リング・タイプ）	○C種：移動式昇降足場	
	○D種：高所作業車	○E種：単管足場	○F種：枠組足場	○別途工事
	【外部足場】			
	○A種：枠組足場	○B種：単管足場	○C種：高所作業車	

一般事項	品質管理	施工に際しては工種別施工計画書（施工要領書）・施工図等を作成し、監督員の承認のうえ、施工すること。
	機材等	本工事着工前に使用機材メーカーリストを現場係員に提出し、承諾を得たのち、着工すること。
	機材等の検査 および試験	検査および試験を行うべき機材等は、共通仕様書による。 なお、工場立合検査機材は下記とする。 ●（監督員の指示する機器 ○ ） 検査に使用する計測機器は必ず校正済のものを使用すること。
	技能士の適用	●配管施工 ○ 建築板金施工（ダクト製作および取付け） ○冷凍空調調和機器施工（冷凍空調機器の据付け） ○ 熟練緑線施工（保温工事）
	非破壊検査	既存のコンクリート床・壁等の配管貫通部の穴開けに際し、 ○放射線透過検査 ○ RCレダー での鉄筋調査を実施すること。
		労働安全衛生法、「電磁放射線障害防止規則」等に定めるところによるほか、 改修工事標準仕様書 4. 1. 2 非破壊検査による。 適用範囲は図示による。
	環境への配慮	「国等」による環境物品等の調達の推進等に関する法律」及び「大阪府グリーン調達方針」により、「グリーン購入法適合品」とする。 建設機械は低騒音型及び排出ガス対策型を使用すること。

発生材の処理等	（構柱 1.3.9）発生材の処理等により、適切に処理すること。 発生材は金属、樹脂（ビニル管含む）・保温材・その他（陶器・コンクリート破片等）に分けて処分すること。 現場発生材の再利用、再資源化に努めること。 空調機器撤去に伴うフロンガスは回収破壊処分とし、行程管理票を提出すること。 再利用、再資源化を図るものは下記とする。 ○アスファルト、コンガラ ○ 受注者は建設廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。 運搬は産業廃棄物の運搬業者等と、処分は産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。 建設廃棄物の搬出に当たっては、産業廃棄物管理表（マニフェスト）を交付し、適正に管理すること。廃材・梱包材等は産業処分すること。 残土処分 ○構内敷なら ○構内指定場所にいれ積 ○構外搬出適切処置 構外搬出する残土の処分は受け入れ承諾書及び証明書で適正に管理すること。 本工事の発生土は、大阪府都市整備部が、令和6年度上半期建設発生土受入価格及び再生土販売価格調査に結果に合致した受入事業者として公表している再資源化施設に運搬すること。これにより難い場合が生じたときは、監督職員と協議し、近隣の公的受入地への搬入を検討すること。また、公共工事期間用受入地となった場合や公的受入地へ変更となった場合、処分費等に関して設計変更の対象となる。 アスベスト処理を行う ○行わない 対象物 ○外壁アスベスト ○屋根材 ○その他 （33年4月1日施行の改正大気汚染防止法に基づき対応を行うこと。） ・外壁・アンカー打設する時は、HEPAフィルター付集塵機で粉塵を吸入させること。 ・コブ抜きする前には刺繍機付用工具・ケレン工法にて石綿含有仕上塗材除去を行うこと。 ・作業時には適切な保護具を着用すること。 ・発生した粉塵等は、石綿含有産業廃棄物として処理すること。 ・配管保温材に石綿含有の可能性がある箇所（エルボ等）を撤去する際には、非石綿部で切りぬくこと。
---------	---

● 井 通 工 事

制御及び操作盤	標仕1. 2. によるほか、構成・表示等・接点及び端子は以下の機器を適用する。 構成：○運転時間計 ○進相コンデンサ 接点及び端子：○遠方発停用端子 ○運転時間表示用端子 ○湿度調節器用端子
---------	--

一般事項	総合調整 標仕 1. 3. 2によるほか、以下を適用する。 (○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気温度の測定 ○室内気流及びびんごいの測定 ○騒音・振動の測定 ○飲料水の水質の測定) 耐震措置 耐震の計算及び施工方法については、標準仕様書・標準図及び図面に記載なきものは『建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)』による。 下記の設計用水平震度及び鉛直震度により、据付ボルト・アンカーボルト等の耐震性能を確認し、監督員の承諾を受けること。 水槽類の設計用標準水平震度
------	--

設置場所	○特定の施設		○一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階 屋上及び塔屋	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0
中間階	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
1階及び地下階	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6

設置場所	○特定の施設		○一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上階階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

[illegible]

配管工事	絶縁継手	標丈2.2.1.2絶縁継手によるほか、設置箇所及び仕様は図示による。 接合例：監理指図 図2.2.16～図2.2.18 設置箇所（○電気水 〇高圧水 〇消火水 〇消火用充水栓） 駆動方式（○電気式 〇機械式）
	緊急遮断弁装置	
	水栓柱	○合成樹脂製 〇ステンレス鋼製 〇人造石とぎ出し製
	スリーブ	標丈2.2.2.7によるほか、つば付き鋼管製を使用する箇所は図示による。
	耐火二層管 地中埋設標	標丈2.5.1.5によるほか、伸縮継手の設置箇所は図示による。 標丈2.7.1一般事項（h）によるほか、設置箇所及び仕様は図示による。
はつり	形鋼振れ止め支持 吊り及び支持	○溶接垂鉛めっき（2種3.5同等以上） 〇ステンレス鋼製 標丈2.6.3によるほか、形鋼振れ止め支持は図示による。 冷媒用被覆鋼管の横定管の吊金物間隔は外径が9.52mm以下の場合は1.5m以下、 12.7mm以下の場合は2m以下とし、形鋼振止支持間隔は鋼管に準ずる。 ただし、共巻きの場合は液管の外とする。また、冷媒管と制御線とを共用する場合は、支持部で制御線に損傷を与えないようにする。
		既存の舗装、側溝などの場合は、原則としてカッター切断とする。
		配管用の壁・床等の穴開けは原則としてダイヤモンドカッターとし、配管施工後、 モルタル・ロックワール等を充填するところ。貫通箇所は図示による。
	空調用ドレン管 高調波対策	屋外露出の空調ドレン管の管材はカラーV.Pとする。 ○クアティフィルター 〇その他（ ）
	その他	屋外設置機器のインカーボルトのナット部分は合成樹脂製キャップを被せること。 吊ボルトの長さが1m以上となる場合は、耐震支持を行うこと。 配管や外装材には、テフラ等にて系統を明示すること。

9. 空氣調和設備工事

空気調和設備

主要熱源機器

1) 中央方式

☐ 定風量単一ダクト方式

☐ 変風量単一ダクト方式

☐ 各階ユニット方式

☐ ファンコイルユニット・ダクト方式

2) 個別方式

☒ パッケージユニット方式

☐ パッケージユニット・ダクト併用方式

パッケージ形空調機

☒ EHP

☐ GHP

☐ 吸収式冷水機

☐ 冷凍機

☐ ボイラー ()

マルチパッケージ形空調機

設計温湿度条件

外気		屋内 (目標値)			
		一般系統			
温度 (D.B)	湿度 (R.H)	温度 (D.B)	湿度 (R.H)	温度 (D.B)	湿度 (R.H)
—℃	—%	—℃	—%	—℃	—%
—℃	—%	—℃	—%	—℃	—%

水蓄熱ユニット

標仕 1. 7. 6. 1 一般事項によるほか、屋内機の形式は以下による。

☐ 床置形

☐ 壁掛形

☐ 天井吊形

☐ 天井吊隠ぺい形

☐ カセット形

☐ 外気処理ユニット

氷生成装置

☐ スタティック形

☐ ダイナミック形

成積係数

加湿装置

☐ 蒸気噴射式

☐ 水加圧噴射式

☐ 水気化式

☐ 浸透膜式

制御機器

☐ 集中管理コントローラー

☐ リモコンスイッチ

保守類別その他

標準仕様書による。

☐ ホンパ廻り (〇JIS10K 〇JIS5K)

☐ その他 (〇JIS10K 〇JIS5K)

☐ 集中管理制御用配管配線 (〇本工事 〇電気工事)

☐ リモコン用配管配線 (〇本工事 〇電気工事 〇備品工事)

機器に接続する配線は必ず端子で接続を行うこと。

換気設備	方 式	☐ 中央方式 ☒ 個別式 ☐ シロッコファン ☐ 斜流ファン ☐ 軸流ファン ☐ ルーフファン ☒ 換気扇 ☐ 有圧扇 ☐ 天井扇 ☐ パイプファン ☐ 中間ダクトファン ☐ レンジフードファン ☐ 浴室換気乾燥機 ☐ 全熱交換換気扇
	機 器	

ダクトの種類	仕様1. 1.4. 1により区分し、表3. 1. 15による。 ○垂鈴鉄板 ○SUS ○塩ビ ○グラスウール ○保温付消音フレキシブル																							
	ダクトの工法 長方形ダクトは（ ○アングルフランジ工法 ○コーナーボルト工法 ）とする。 ※長辺が1,500mmを超える場合はアングルフランジ工法とする。																							
	吹出口及び吸込ロボックス フード ペンドキャップ ※内貼チャンバーの表示方法は外法を示す。 ○垂鈴鉄板製 ○グラスウール製 ○鋼板 ○SUS ○一重 ○二重 ○グリニフィルター ○深形 ○丸形 （防鼠網・防虫網・水切り板付き、指定色焼付塗装とする）																							
	制気口及びダンパー チャンバー 風量測定口 多湿箇所 エアフィルター 仕様1. 1.5. 1によるほか、制気口の材質は以下とする。 ○板製（メラミン焼付） ○アルミ製 ○樹脂製 消音内貼りは（○有り ○無し ）とする。 取付ヶ所は図示による。 ○SUSダクト ○塩ビダクト ○厨房 ○浴室・脱衣室 ○パネル形エアフィルター ○折込み形エアフィルター ○自動巻取形エアフィルター ○電気集じん器																							
ダクト及びダクト付属品	<table><tr><th colspan="2">中性能</th><th colspan="2">高性能</th><th colspan="2">HEPA</th></tr><tr><th>標準形</th><th>薄形</th><th>標準形</th><th>薄形</th><th>標準形</th><th>薄形</th></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>						中性能		高性能		HEPA		標準形	薄形	標準形	薄形	標準形	薄形	○	○	○	○	○	○
	中性能		高性能		HEPA																			
	標準形	薄形	標準形	薄形	標準形	薄形																		
○	○	○	○	○	○																			
その他	ダクトは、先下がり勾配とし、延焼線に掛かる部分については、全て防火ダンパーを設ける。																							

10. 給排水衛生設備工事

衛生器具	節水便座 衛生器具は節水を基本とし、洋風便器は（ 〇節水Ⅰ形 〇節水Ⅱ形 ）とする。 普通便座の場合はソフト閉止型とし、温水洗浄便座の機能は以下のとおりとする。 （ 〇觸湿式 〇貯湯式 〇温水洗浄機能 〇温風乾燥機能 〇脱臭機能 ） （ 〇要 〇不要 ）とし、要の場合は以下の仕様とする。 水石けん入れ （ 〇陶器取付け形 〇壁取付け形 〇カウンター取付け形 〇自動供給式 ） 厨房機器 標丈 2、6 厨房機器にするほか、熱調理器及び高さが 1m を超える機器は地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床または壁に固定すること。 ※据付は標準施工 7.4 による。 紙巻器 ワンハンドカットとする。 その他 コンクリート部はすべて A 円ボルトにて取付、木部は床下補強し木ネジにて完全固定すること。
------	---

給水設備	水源方式 水量水器 FRP製 パネル製 (ボルト組立形)	●上水道 ○井水 引込管 (○新設 ●既設) ○直立式 ●重力式 ●加圧タンク式 ○直結増圧給水式 ○既設量水器撤去 (止水栓、BOX共) 補強方式は (○外部補強方式 ○内部補強方式) とする。 タンクは据付後、清掃及び水洗を行い。飲料用の場合は、さらに次亜塩素酸 ソーダ溶液等により消毒を行う。
	弁類	直圧部 (●水道局認定品 ●JIS10K ○JIS5K ○管端コア付) ポンプ廻り (●水道局認定品 ●JIS10K ○JIS5K ○管端コア付) その他 (○JIS10K ○JIS5K ●管端コア付) 65A以上 (○鋼鉄製 ●ナイロンプレーティング製) 口径・系統名を記した名札等を設置すること。(ボックス内も含む)
	その他	施工については、高槻市水道部基準に基づき行うこと。
排水通気設備	放流先	汚水 (●下水道 ○浄化槽) 雑排水 (●下水道 ○浄化槽 ○側溝・水路)
	排水槽 グリース阻集器	○汚水槽 ○雑排水槽 ○混合水槽 ○雨水槽 ○湧水槽 標仕 1. 7. 8 グリース阻集器によるほか、下記による。 ○ FRP製 ○ステンレス鋼板製 ○ 鋼鉄製 ○ 側溝式 ○ バイブ式
給湯設備	器具類 その他	○排水金物類 施工については、高槻市下水道部基準に基づき行うこと。
	方式 熱源 機器類	○中央式 ○個別式 ○都市ガス (○13A ○) ○LPG ○油 ○電気 ○ 別記機器表による ○ボイラ ○温水機 ○ガス給湯器 ○ソーラー ○貯湯槽 ○膨張水槽 ○ポンプ
ガス設備	配管 弁類 煙突・煙道	給湯管 ○鋼管 ○ポリブデン管 (ヘッダ工法) ○SUS 給水の項に準ずる。 ○煙突 (○本工事 ○別途) ○煙道 (○本工事 ○別途) 材質 (○鋼板 ○SUS ○) 板厚 (○3.2mm ○2.0mm ○) 土間内打込配管は熱膨張による破損防止の為、保温を要す。 ※仕様・保温厚は標準仕様による
	保温	
消火設備	種類 機器類 配管 その他	○都市ガス (○13A ○) ○LPG (kcal/kg) ○別記機器表による ○ガス会社指定による ビツ内での配管施工は溶接工法とする。
	種類	○屋内消火栓 (○1号 ○2号 ○易操作性) ○屋外消火栓 ○スプリンクラー (○乾式 ○湿式) ○連結散水 ○連結送水管 ○消火器 (ABC10型) ○フード簡易自動消火 ○特殊消火 有効5. 2m ³ (○本工事 ○建築工事) ○鋼板製 ○ステンレス鋼板製 ○FRP製 ポンプ室一体型とし、補強方式は (○外部補強方式 ○内部補強方式) とする。 ○鋼板製 ○ステンレス鋼板製 ○特記無き限り、JIS10Kとする。

11. 保温・塗装・防錆

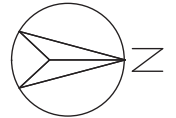
保温工事	保温の区分	ダクト	OSA	ORA	OOA	OE A	
	※ E A ダクトは外壁から 2 m を要保温とする。						
	給水	●屋外露出	●屋内露出	●天井内・PS	●床下・ビット内		
	排水	○屋外露出	○屋内露出	○天井内・PS	○床下・ビット内		
	消火	○屋外露出	○屋内露出	○天井内・PS	○床下・ビット内		
	給湯	○屋外露出	○屋内露出	○天井内・PS	○床下・ビット内		
	※給湯の土間配管は熱膨張を考慮し、保温を要す。						
	※空調ドレン及び通気は排水に順ずる。						
	屋内露出	○化粧用スリムカバー			●合成樹脂製カバー		
	屋外露出	●ステンレス鋼板	○カラー亜鉛鉄板		○化粧用スリムダクト		
	屋内隠蔽	●アルミガラスクロス		○冷媒用被覆鋼管はビニルテープ巻			
	PS・MB内	●アルミガラスクロス		○織布			
ビット内	○アスファルトプライマー		○着色アルミガラスクロス				
※合成樹脂製カバーは（ ○ シントタイプ ● ジャケットタイプ ）とする。							
保 温 材 (屋内露出)	ダクト	○ロックウール	●グラスウール	○ポリスチレンフォーム			
	給排水	○ロックウール	○グラスウール	●ポリスチレンフォーム			
	消 火	○ロックウール	○グラスウール	○ポリスチレンフォーム			
	給 湯	○ロックウール	○グラスウール	●ポリスチレンフォーム			
	ダクト	○ロックウール	●グラスウール	○ポリスチレンフォーム			
	給排水	○ロックウール	○グラスウール	●ポリスチレンフォーム			
	消 火	○ロックウール	○グラスウール	○ポリスチレンフォーム			
	給 湯	○ロックウール	○グラスウール	●ポリスチレンフォーム			
	(ビット内)	給排水	○ロックウール	○グラスウール	●ポリスチレンフォーム		
	給 湯	○ロックウール	○グラスウール	●ポリスチレンフォーム			
(屋外露出)	給排水	○ロックウール	○グラスウール	●ポリスチレンフォーム			
そ の 他	高架タンク廻りの弁類及びストレーナの保温は（ ●要 ○不要 ）とし、脱着が容易なステンレス製カバーとする。						
	排水管の分岐点より 100 mm 以下の通気管の保温は（ ●要 ○不要 ）とする。						
	形鋼振れ止めの支持材等、亜鉛めっきを施した鋼材を現場で加工した部分は、有機質亜鉛末塗料で補修を行うこと。						

工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	機械工事 特記仕様書		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺		図面番号	26/28
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

番号	名称	M H	地盤高	備考
①	インバート桧	MHD-600	0	マンホール蓋撤去
②	インバート桧	MHD-600	0	マンホール蓋撤去
③	インバート桧	MHD-650	0	マンホール蓋撤去
④	インバート桧	MHD-650	0	マンホール蓋撤去
⑤	インバート桧	MHD-650	0	マンホール蓋撤去
⑥	インバート桧	MHB-600	0	マンホール蓋撤去

10,000

記号	名称	備考
	撤去を示す(太線)	SGP
	既設を示す(細線)	SGP
	給水管	
	配管の切断	

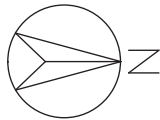


工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	機械工事 配置図(撤去)		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	1/400	図面番号	27/28
事業者名	高槻市 都市創造部 公園課		

番号	名称	MH	備考
①	インバート桧	MHD-600	マンホール蓋改修
②	インバート桧	MHD-600	マンホール蓋改修
③	インバート桧	MHD-650	マンホール蓋改修
④	インバート桧	MHD-650	マンホール蓋改修
⑤	インバート桧	MHD-650	マンホール蓋改修
⑥	インバート桧	MHB-600	マンホール蓋改修

記号	名称	備考
	改修を示す(太線)	PE
	既設を示す(細線)	SGP
	給水管	
	配管の接続	

Figure 1: Cross-section diagram of a road surface structure. The diagram shows a concrete slab (コンクリート平板) on top of a base layer (基層コンクリート). Below the base layer is a layer of crushed stone (クラッシュラン RC-30). The top surface of the concrete slab is labeled '目地' (Joint) and 'モルタルまたは収縮目地' (Mortar or Shrinkage Joint). The joint is 3~10 units wide. The base layer is 150 units thick. The crushed stone layer is 100 units thick. The total thickness of the base layer and crushed stone is 250 units. The width of the road surface is 500 units. The diagram also shows a cross-section of a road surface with a concrete slab, base layer, and crushed stone layer. The joint is 3~10 units wide. The base layer is 150 units thick. The crushed stone layer is 100 units thick. The total thickness of the base layer and crushed stone is 250 units. The width of the road surface is 500 units.



総合センター

市庁舎

工 事 名	市庁舎東広場改修工事		
図 面 名	機械工事 配置図（改修）		
施 設 名	高槻市本庁舎・総合センター		
作成年度	令和8年度		
縮 尺	1/400	図面番号	28/28
事業者名	高槻市 都市創造課 公園課		